

DISCLOSURE

REPORT 2023

JA 北びわこディスクロージャー誌



J A 綱 領

— わたしたちJAのめざすもの —

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

< 目次 >

ごあいさつ

| | |
|-----------------|----|
| 1. 経営理念 | 1 |
| 2. 経営方針 | 1 |
| 3. 経営管理体制 | 3 |
| 4. J A北びわこの概要 | 3 |
| 5. 事業の概況（令和4年度） | 6 |
| 6. 農業振興活動 | 10 |
| 7. 暮らしの活動情報 | 12 |
| 8. リスク管理の状況 | 15 |
| 9. 自己資本の状況 | 18 |
| 10. 主な事業の内容 | 19 |

経営資料

I 決算の状況

| | |
|--------------------|----|
| 1. 貸借対照表 | 28 |
| 2. 損益計算書 | 30 |
| 3. 注記表等 | 32 |
| 4. 剰余金処分計算書 | 44 |
| 5. 部門別損益計算書 | 45 |
| 6. 財務諸表の正確性等にかかる確認 | 47 |
| 7. 会計監査人の監査 | 47 |

II 損益の状況

| | |
|--------------------|----|
| 1. 最近5事業年度の主要な経営指標 | 48 |
| 2. 利益総括表 | 49 |
| 3. 資金運用収支の内訳 | 49 |
| 4. 受取・支払利息の増減額 | 50 |

III 事業の概況

| | |
|-------------------|----|
| 1. 信用事業実績 | 51 |
| 2. 共済事業実績 | 60 |
| 3. 農業・生活その他事業取扱実績 | 62 |

IV 経営諸指標

| | |
|------------|----|
| 1. 利益率 | 65 |
| 2. 貯貸率・貯証率 | 65 |

V 自己資本の充実の状況

| | |
|---|----|
| 1. 自己資本の構成に関する事項 | 66 |
| 2. 自己資本の充実度に関する事項 | 68 |
| 3. 信用リスクに関する事項 | 70 |
| 4. 信用リスク削減方法に関する事項 | 74 |
| 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引 の取引相手のリスクに関する事項 | 75 |
| 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 | 75 |
| 7. 出資その他これに類する エクスポージャーに関する事項 | 76 |
| 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項 | 77 |
| 9. 金利リスクに関する事項 | 77 |

VI 役員等の報酬体系

| | |
|--------|----|
| 1. 役員 | 81 |
| 2. 職員等 | 82 |
| 3. その他 | 82 |

| | |
|-----------|----|
| ■ 店舗等のご案内 | 83 |
|-----------|----|

ごあいさつ

平素はJA北びわこに対しまして格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

ディスクロージャー誌「REPORT 2023」は、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて分かりやすくまとめさせていただいたものです。情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、今後とも利用者の皆さまに末永く安心してご利用いただくための一助となりますよう、何卒ご高覧いただき、JA北びわこへのご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、JA北びわこでは「4つの柱からなる経営改善計画」を令和2年度、令和3年度と2年間実践し、令和4年度においては経営改善計画で策定した改善後における事業展開を行い、厳しい状況ではあったものの改善計画に沿った事業運営に取り組みことができました。

今後は農水省の監督指針を踏まえ「PDCAサイクルの実践・分析の仕組みの構築」を導入し、「事業・経営上の課題と当組合の取り組みについて」を明らかにし、次年度以降の方針に反映したいと考えておりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

令和5年7月



経営管理委員会 会長
福島 孝夫



代表理事理事長
田中 洋輝

(注)本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

1. 経営理念

<基本理念>

わたしたちは、未来に大切な「人・自然・地域・組織」を創造します。

— 人 —

わたしたちは、ふれあい豊かな地域社会の一員として、輪を大切にできる「人」を創造します。

— 自然 —

わたしたちは、「びわこ」を守る一員として、環境と人にやさしい農業に取り組みます。

— 地域 —

わたしたちは、地域・人とふれあい、明るい「地域社会」づくりに貢献します。

— 組織 —

わたしたちは、協同の成果を実現するために、積極的に「JA活動」へ参加します。

2. 経営方針

<令和5年度 事業計画における基本方針>

■ 地域農業の振興と農家組合員の所得増大

米の需要量が減少し肥料、農薬、燃料油の高騰など農家の生産意欲を減退させる要因が残るものの、多様な担い手農家に対して所得増大・農業生産の拡大に資する様々な提案や支援活動を実践します。

■ 豊かでくらしやすい地域社会の実現

くらしの活動の実践を通じて、地域に密着したJAのイメージアップとJAファンづくりを図り、地域の活性化に貢献するとともに次世代および次の時代へ受け継がれる協同活動の強化に取り組みます。

■ 持続可能な組織・経営基盤の強化

令和4年度の事業活動を踏まえ新たな課題を明確にしたうえでPDCAサイクルの実践を図り改善に取り組みます。

全役職員が一体となった積極的な事業と組織活動の展開により、自己改革を通じて組合員、地域からなくてはならないJAを目指し、持続可能な経営基盤の強化に向け改革を推し進めます。

■ 内部統制確立に向けた危機意識の醸成

令和2年度に発生した複数の不祥事を教訓として決して忘れることなく、今後も再発防止の取組を継続し内部統制システム基本方針に基づく堅確な事務管理体制を構築していきます。

JA北びわこ 自己改革工程表

当JAは、平成 28 年度より、組合員との徹底した対話に基づいて、「農家組合員の所得増大と農業生産の拡大」「総合事業による地域の活性化とくらしの支援」「自己改革を支える JA 経営基盤の確立」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

この結果、平成 29 年度～平成 30 年度に実施した「JAの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から、一定の評価と自己改革への一層の期待、多くの准組合員から、総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

今後とも、地域になくてはならないJAであり続けるため、組合員との徹底した対話を通じ、改革の取組みと成果について評価を把握し、次の改革につなげることで、PDCA サイクルを回し、総合事業を基本として「不断の自己改革」を着実に実践します。

農家組合員の所得増大・農業生産の拡大の取組みについて

農家組合員の所得増大(農家組合員の売上増加・コスト低減)・農業生産の拡大につながる次の取組みについて、目標及び実践具体策を策定し、実践します。

- ・ 担い手農家を対象とした取組み
 - ①担い手農家への作業支援、②超大型規格農産物の供給
- ・ 多様な担い手農家を対象とした取組み
 - ①銘柄集約肥料の供給、②大豆の収量性改善のための新品種導入、③土壌診断に基づく土づくりの提案、④は種前契約に基づく農産物販売の実践、⑤水田を活用した作物の生産振興、⑥高収益性作物の生産振興、⑦栽培管理システムを活用したスマート農業の実践、⑧栽培展示圃の設置、⑨農業経営の見える化の推進、⑩農業金融サービスの強化、⑪農業リスク診断に基づく安心の提供

地域の活性化の取組みについて

「地域の活性化」に向けては、次のことに取り組めます。

ア. 女性部活動の充実、イ. 健康寿命 100 歳プロジェクトの実践、ウ. 支店協同活動の展開

JA 経営基盤の確立・強化の取組みについて

JAの経営をめぐる情勢は、資金運用収益や共済付加収入の減少等による当初計画を超える収支悪化の継続、新型コロナウイルスの影響による社会経済の変容、持続可能な収益性や健全性強化を金融機関に促す「早期警戒制度の見直し」、生産資材を含む様々な品目の物価高騰など、より一層厳しさが増えています。

こうした情勢のなか、JAとして5年後の収支シミュレーションを行ったところ、5年後には現状と比べて事業利益が減少するものの一定水準の利益を確保できる見通しとなりました。これまで行ってきた自己改革および経営基盤強化を通じた事業改革の成果が表れてきている見られる一方で、事業総利益の減少を事業管理費の削減で補っている収支構造も見られるため、5年後のその先を見通して先手先手の事業改革に取り組んでいく必要があります。

令和 2 年度より取り組んでいる経営改善に続き、自己改革を支える JA 経営基盤を確保するために、販売力の強化を通じた事業伸長や効率的な施設運営を通じた費用削減等、経済事業の収支改善施策、営業店システム導入等組織再編整備に取り組むことで、健全で持続性のある経営を確立することが課題となっています。

組合員との対話・意思反映について

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた担い手訪問や農談会のみならず、地域に根ざしたJAを目指して、女性総代交流会や准組合員総代研修会、ふれあい活性化委員会の仕組みを通じて「正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える組合員」である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現します。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、「農家組合員の所得増大」につながるよう取り組みます。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで専任担当を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. JA北びわこの概要

(1) JA北びわこのプロフィール

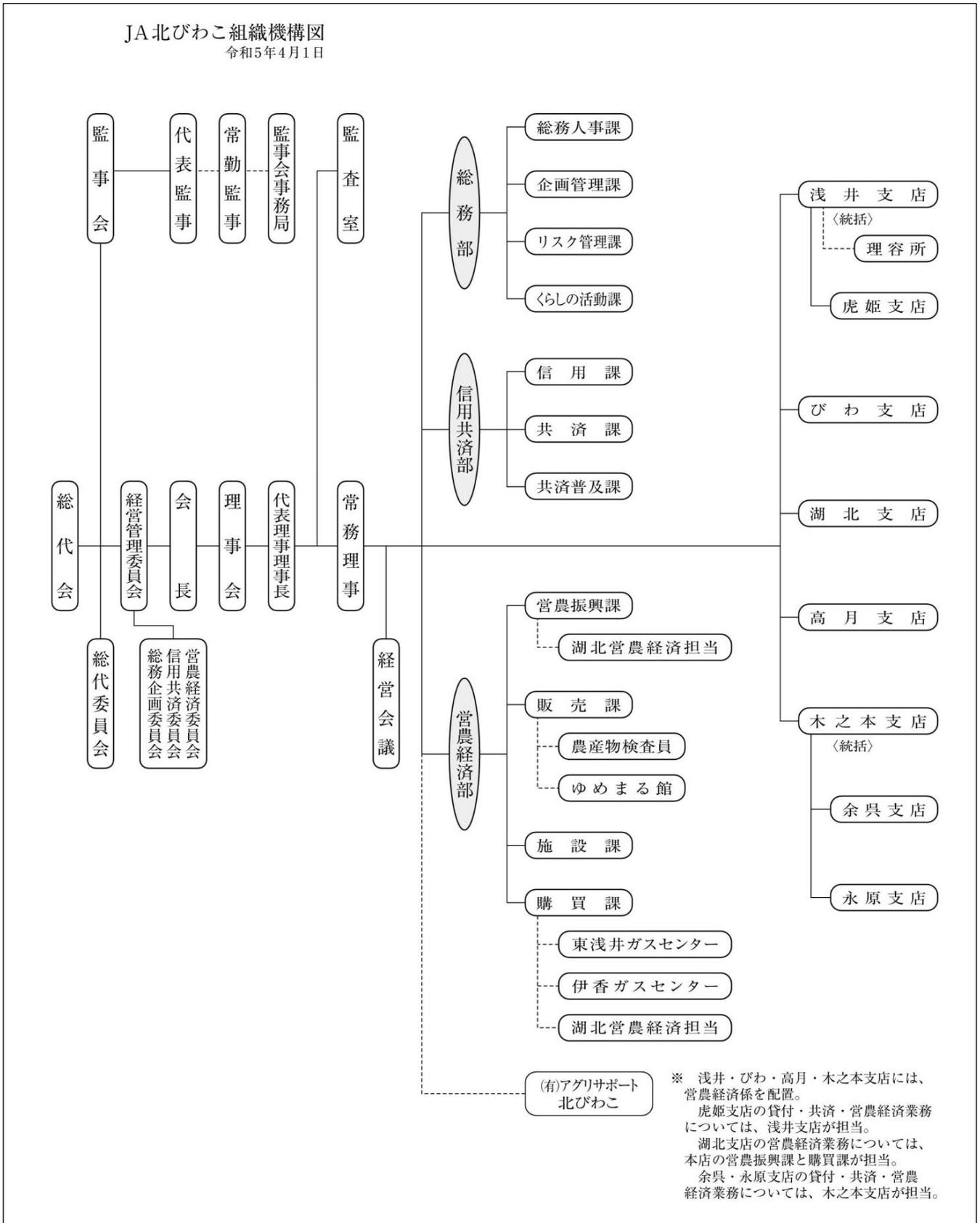
(令和5年3月31日現在)

| | |
|-------------------|---------------------|
| ◇ 名 称 | 北びわこ農業協同組合（JA北びわこ） |
| ◇ 設 立 | 平成9年4月 |
| ◇ 本 店 所 在 地 | 滋賀県長浜市湖北町速水 2721 番地 |
| ◇ 組 合 員 数 | 12,709 人 |
| ◇ 出 資 金 | 18 億 96 百万円 |
| ◇ 総 資 産 | 1,415 億 42 百万円 |
| ◇ 単 体 自 己 資 本 比 率 | 18.62% |
| ◇ 役 員 数 | 28 人 |
| ◇ 職 員 数 | 165 人 |

(2) 子会社の状況

| 名称 | 主たる営業所又は事務所の所在地 | 事業の内容 | 設立年月日 | 資本金 | 当JAの議決権比率 | 当JA及び他の子会社等の議決権比率 |
|--------------------|------------------------|------------------------|-------------------|-----------|-----------|-------------------|
| (有)アグリサポート 北びわこ | 滋賀県長浜市 小谷丁野町 1290-1 | 農業経営 農産物販売 農作業受託 | 平成 17 年 10 月 14 日 | 10,000 千円 | 98% | 98% |

(3) 機構図



(4) 役員一覧

(令和5年6月24日現在)

| 役員 | 氏名 | 役員 | 氏名 | 役員 | 氏名 |
|------------|--------|--------|--------|---------|-------|
| 経営管理委員会会長 | 福島 孝夫 | 経営管理委員 | 横田 秀和 | 代表監事 | 栢割 敏夫 |
| 経営管理委員会副会長 | 横関 康正 | 経営管理委員 | 廣田 重夫 | 常勤監事 | 中井 隆弘 |
| 経営管理委員 | 池田 美由紀 | 経営管理委員 | 清水 孝浩 | 監事 | 尚永 圭司 |
| 経営管理委員 | 片山 源之 | 経営管理委員 | 立見 茂 | 監事 | 荒木 清孝 |
| 経営管理委員 | 中川 恵美子 | 経営管理委員 | 中川 泰子 | 代表理事理事長 | 田中 洋輝 |
| 経営管理委員 | 間所 秀夫 | 経営管理委員 | 杉本 修 | 常務理事 | 前川 健悟 |
| 経営管理委員 | 船野 清晃 | 経営管理委員 | 秋田 稔昭 | 常務理事 | 杉本 泰隆 |
| 経営管理委員 | 多賀 君子 | 経営管理委員 | 多賀 正和 | 常務理事 | 酒井 博史 |
| 経営管理委員 | 林 茂樹 | 経営管理委員 | 岩佐 清文 | | |
| 経営管理委員 | 石原 竜彦 | 経営管理委員 | 杉中 美智男 | | |

(5) 会計監査法人の名称

みのり監査法人(令和5年6月現在) / <所在地> 東京都港区芝5丁目29番11号

(6) 組合員数

(単位:人、団体)

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減 |
|------|--------|--------|--------|
| 正組合員 | 3,394 | 4,961 | 1,567 |
| 個人 | 3,355 | 4,914 | 1,559 |
| 法人 | 39 | 47 | 8 |
| 准組合員 | 9,422 | 7,748 | △1,674 |
| 個人 | 9,287 | 7,609 | △1,678 |
| 法人 | 135 | 139 | 4 |
| 合計 | 12,816 | 12,709 | △107 |

(7) 組合員組織の状況

(単位:人)

| 組織名 | 構成員数 | 組織名 | 構成員数 |
|----------------------|------|---------------------------|------|
| J A北びわこ青壮年部 | 20 | 農政協議会びわ支部 | 34 |
| J A北びわこ女性部 | 150 | 自立農家の集い | 21 |
| J A北びわこ助け合い組織ゆめまるくらぶ | 8 | 湖北契約タマネギ生産部会 | 9 |
| 北びわこ湛直機械利用組合 | 24 | 高月野菜生産部会 | 6 |
| J A北びわこ花卉部会 | 33 | 高月施設園芸部会 | 2 |
| 浅井営農組合 | 13 | 高月町有機栽培グループ | 5 |
| 長浜市浅井水田農業研究会 | 25 | 高月町農業農政研究会 | 27 |
| 農政推進協議会浅井支部 | 36 | 伊香農政協議会 | 52 |
| びわ地域農業経営者会 | 23 | (注) 当 J A の組合員組織を記載しています。 | |

(8) 特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

5. 事業の概況(令和4年度)

1. 営農・生活指導事業

① 営農指導事業

新たに策定された「第8次中期経営計画(2022年~2024年)」に掲げられた地域農業振興計画に基づき「多様な農業者による地域農業の振興」、「担い手農家の所得増大と農業生産の拡大」、「持続的で生産性の高い農業の実践」、「営農指導員等の育成と能力強化」の4つの実践事項に取り組みました。はじめに、『多様な農業者による地域農業の振興』に関する取り組みでは、「経営形態別営農指導の展開」において、営農指導員が主体となって各地域で現地指導会・農談会を年間45回開催し延べ447名の生産者に参加いただきました。また、担い手農家に対してTACの訪問活動を通じ、情報提供や各担い手農家に対応した提案活動に取り組みました。「次世代の担い手確保」では、「人・農地プラン」の作成や農業経営の法人化、事業承継、新規就農者の育成などを関係機関と連携し支援活動に取り組みました。

次に『担い手農家の所得増大と農業生産の拡大』に関する取り組みでは、「生産に係るトータルコストの低減」において、担い手農家への作業支援として、乾燥粳による施設出荷や玄米のフレコン出荷の拡大、出荷作業軽減のため129,479袋の庭先集荷に取り組みました。また、3年4作の田畑輪換による地力の低下や、近年の異常気象においても安定した品質・収量を実現するために642地点の土壤診断を行い、土づくりの提案と「土力UPチャレンジ」に取り組みました。「需要に基づく生産と契約に基づく販売の実践」においては、水田を活用した作物の振興として、大麦では、令和4年産の契約面積847.5haに対し3,315トンを施設で荷受し、乾燥調製後の出荷数量2,891トンの全てが1等となりAランクの品質評価となりました。大豆では、令和4年産より「オオツル」から「里のほほえみ」と「ことゆたかA1号」への品種転換を推進しました。「高収益作物の生産振興」では、キャベツ1,175ト、タマネギ96.7ト、花き495千本を集荷し販売しました。施設園芸では、養液栽培システム「ういずOne」や少量土壌培地耕によるミニトマト、メロン、キュウリ、パプリカの栽培を推進しました。「栽培管理情報等の情報発信力の強化」に関する取り組みでは、栽培管理システム「あい作」の導入と活用の提案、51地点の栽培展示圃を設置し生育状況の確認、肥料・農薬の効果測定試験に取り組みました。次に「農業経営コンサルティングの実践」では、JA担い手サポートセンターと連携し14経営体で会計の記帳代行を通して農業経営の見える化に取り組み、さらに3年以上記帳代行を実践する7名を対象に経営診断報告書を作成しこれを活用した経営分析に取り組みました。また、信用共済部門と連携し農業融資や、農業経営に潜むリスクへの備えを提案しました。

『持続的で生産性の高い農業の実践』では、「環境こだわり農業の推進」において、取組面積1,331ha(うち水稲1,269ha)で環境こだわり農産物認証を取得しました。「農業系廃プラスチック削減対策の推進」として、肥料の被膜殻流出防止対策技術の啓発、被膜殻を使用しない緩効性肥料の実証試験や、肥料袋などの農業用使用済みプラスチックの回収と適正処分に取り組みました。「安全・安心な農産物づくり運動の強化」では、北びわこ生産基準米の栽培を通して、消費者が求める食の安全・安心を高い品質で確立し信頼される産地づくりに努めました。

最後に『営農指導員等の育成と能力強化』に関する取り組みでは、「PDCA に基づく実践活動」において、毎月の営農活動計画を策定し、実践活動を検証することで担当者間の情報共有を図りました。次に「農業経営コンサルティング能力を備えた人材の育成」として、1級営農指導員に3名、3級土壤医検定に1名が合格し、JAの総合力を発揮したJA農業経営コンサルティング研修に2名が受講しました。

② 生活指導事業

生活指導事業では、JA女性部組織の活性化を目指し、JAが拠りどころになる仲間づくりと地域の活性化に努めました。「第5回 女性フェスタ・家の光大会」は、長引くコロナ禍の影響により令和4年度も映画鑑賞となりましたが、管内の女性68名が参加され親睦を図りました。また、感染症対策を講じながら本部・各支部において料理教室や手芸、フラワーアレンジメント教室などを行い、延べ238名が参加されました。

地域貢献活動では、古切手収集(1.5kg)、ペットボトルキャップ回収(280.4kg)、愛の米ひとにぎり運動(白米450kg)、SDGsの取り組みとなるフードドライブ運動と家庭で不要になった生活用品の収集等を実施しました。また、次世代を担う児童たちの教育に少しでもお役に立てるよう、管内の小学校・義務教育学校の新入生に向けて、文具(らくがき帳・クレパス)を440セット贈呈し支援を行いました。

仲間づくりの活動では、管内の男性を対象とした教室「男性大学(呼称:男ディ college(ダンディカレッジ))」において、陶芸教室・お正月料理教室・そば打ち体験・和菓子教室・彦根城ウォーキング教室など延べ84名が参加されました。また、管内の女性を対象とした教室「女性大学(呼称:Keep smiling(キープスマイリング))」を開講し、年6回の講座で延べ101名が参加される等、仲間づくりのきっかけとなる活動に取り組みました。

食農教育活動では、管内小学校・こども園・保育園にて延べ836名の児童を対象に「田植え、稲刈り、さつまいもの植え付け・収穫、大豆の授業(播種から豆腐づくりまで)」を実施して「食」「農」「命」の大切さを学んでいただきました。

「JA健康寿命100歳プロジェクト」では、JA組合員健診を行い計61名が受診されました。また、ウォーキング教室を開催して延べ46名が参加され、組合員・地域住民の方々の健康維持と健康増進を図りました。

支店協同活動では、地域の小学生の交通安全見守り・支店感謝祭・地場農産物展示即売会・夏まつり等を実施し、JAファンづくりに努めました。

2. 販売事業

米穀では、厳しい販売情勢に対応するため組合員とJA間の播種前契約に基づき、JAと販売先との事前契約に注力し、7月の時点で出荷契約数量を超える販売先が確保できました。集荷においては、担い手農家の生産コスト低減や出荷作業の軽減を目的に、フレコン出荷の対象品種拡大や、TACの庭先集荷数量の拡大が主な要因となり、昨年引き続き計画を超える314,155袋(主食用240,618袋)の数量を集荷することができました。

令和4年度の販売品販売高は、全体で1,905,119千円(前年対比75.5%)の実績となりました。その中核となる米の販売高は、今年度に持ち越した3年産米の販売数量が3,572ト(前年対比73.4%)と少なかったことや、4年産米の販売数量が2,758ト(前年対比71.5%)と前年度より少なくなった

ことで販売高が1,485,248千円（前年対比69.9%）となりました。また、令和5年10月1日から導入される消費税インボイス制度においては、これまでの米の買取販売では出荷者に販売取引上の不利益が生じる恐れがあるため、可能な限りこれを回避することを目的に5年産から米の販売方式を委託販売へ変更するよう計画しました。

次に、大麦では販売数量が2,827トン（前年対比84.9%）、大豆では742トン（前年対比97.6%）となり、大麦、大豆の販売高合計は164,263千円（前年対比92.9%）となりました。麦の集荷数量は、令和4年産で3,069ト（前年対比108.0%）、大豆では「里のほほえみ」と「ことゆたかA1号」への品種転換が進んだことで集荷数量が令和4年産で821ト（前年対比109.9%）となりました。

園芸作物では、加工用野菜（タマネギ、キャベツ）の生産拡大により販売高で111,831千円（前年対比120.9%）となりました。その他、農産物直売所「ゆめまる館」の販売高が59,373千円（前年対比103.4%）、原乳と肉畜を合わせた畜産の販売高が16,099千円（前年対比110.1%）となりました。

3. 利用・加工事業

共同乾燥調製施設では、施設荷受量が米では5,283トン（前年対比94.3%）と利用農家の離農などにより前年を下回りましたが、麦では作付面積の増加により3,315トン（前年対比108.1%）、大豆では作付面積の増加と品種転換による収量の増加で298トン（前年対比107.6%）と前年を上回り、収益で201,502千円（前年対比99.0%）の実績となりました。育苗事業では、水稻苗の供給量が126,116箱（前年対比94.4%）と減少したことで、収益が97,096千円（前年対比93.5%）となりました。農機利用事業では、野菜関係の機械利用が減少したことで、収益が19,554千円（前年対比90.0%）となりました。

加工事業では、家庭用予約みそが3,055kg、ゆめまる館等の販売用仕込みみそが3,194kg、JA間連携によるJAレーク伊吹からの受託みそが615kgとなり合わせて6,864kg（前年対比112.6%）のみそを加工しました。

4. 購買事業

購買事業全体の購買品取扱高は、1,274,280千円（前年対比106.9%）となりました。うち生産資材では、肥料原料の主要な輸入先である中国の輸出制限に加え、ウクライナ侵攻によるロシア、ベラルーシへの経済制裁により原料確保に支障が出ました。JAグループでは、肥料原料の輸入先を新たに確保し生産のための肥料の安定供給に努めました。JAでは、必要な数量を確保するため資材予約注文の早期取りまとめ、銘柄集約肥料や超大型規格農薬など低価格資材の提案を行いました。生産資材の取扱高の合計は830,292千円（前年対比112.7%）となりました。

生活物資では、コロナウイルス感染拡大が収束に向かう中、専門業者による訪問活動が再開されたことによりシロアリ駆除等の日用雑貨の取扱高が増加しました。しかし、燃料油やLPガスの価格が高騰するなか燃料取扱高の減少により生活物資の取扱高の合計は443,988千円（前年対比97.6%）となりました。

5. 信用事業

貯金残高の伸長に向けた取り組みのなかで、既存の通年商品に加え、春・夏・冬の季節キャンペーンや高月支店オープン記念として「金利上乘せ定期貯金」を募集しました。また、社会保険労務士による年金無料相談会の開催や支店の出向く体制の強化に加え、年金支給月には年金感謝デーの開催によ

り受給者層に対するサービスを充実させることで、年金を核とした顧客基盤の維持・拡大を図りました。新規年金振込口座については430件獲得、年金振込金額は年間9,627百万円（前年対比101.4%）となりました。その結果、個人貯金は増加したものの、公金・団体貯金の650百万円減少が影響し、貯金残高は131,574百万円（前年対比99.5%）となりました。

運用面では、預金残高が2,702百万円減少（前年対比97.7%）しましたが、有価証券の適時購入により、有価証券残高は224百万円増加し7,123百万円（前年対比103.3%）となりました。また、貸出金では、マイカーローン・住宅ローン伸長に向けた恒常推進のほか、営農経済部門と連携した同行訪問などの農業関連融資拡大に向けた取り組み等により、貸出金残高も1,005百万円増加し、10,028百万円（前年対比111.1%）となりました。

6. 共済事業

令和4年度の重点項目として、「ひと・いえ・くるま」に続く第4の柱に農業リスク分野を位置け、最適な農業保障・サービスの推進強化を図るとともに、契約内容等の近況確認を目的に3Q活動（契約者訪問活動）の実施、並びに共済契約者の利便性向上を目的にWebマイページの普及拡大に取り組みました。

3Q活動については、令和4年度からの3年間で21,500人の目標に対し令和4年度は年間10,030人の活動実績、Webマイページについては令和4年度目標2,500人に対して1,180人の登録者数となりました。

長期共済では、新契約高は建物更生共済を中心に119億円の伸長となりましたが、新規契約を上回る満期・解約・払込終了・転換等の要因により長期共済保有高は165億円の減少となりました。

短期共済では、自動車共済シェア拡大キャンペーン・お見積りキャンペーンを行った結果、自賠責共済は新契約台数6,512台（達成率105%）となりましたが、自動車共済では、新契約掛金額は611百万円（達成率97.6%）となりました。

自動車事故の受付件数については、年間452件（前年対比72.3%）で前年より173件の減少となりました。

6. 農業振興活動

JAの自己改革におけるの基本目標の1つである「農家組合員の所得増大・農業生産の拡大」の実現に向け、第8次中期経営計画(2022~2024)にて策定された「地域農業振興計画」を実践してまいります。

<地域農業振興計画>

1. 多様な農業者による地域農業の振興

- ・ 組合員農家を対象に実施した意向調査を分析し、組合員農家から信頼される営農指導を展開します。また、統括支店に営農指導員を配置し地域の身近な課題解決に取り組みます。
- ・ 認定農家等を主体とする地域農業の担い手農家に対し、訪問活動を通じてそれぞれの担い手に応じた情報提供や提案活動を実践します。
- ・ 関係機関と連携して、地域農業の中心的な役割を果たす農業者や将来を明確化するために、「人・農地プラン」の作成と実質化を支援します。また、中山間地域においては地域に応じた担い手の確保と特産物の育成を支援します。
- ・ 農業経営を法人化することで、経営の信頼性が高まり優秀な人材の確保などにつながり、農業経営の進化に発展していくと考えます。このため、関係機関と連携し持続可能な地域農業の担い手として農業経営の法人化を支援します。
- ・ 多様な担い手の確保を目的に、新規就農者の育成や農業経営の承継支援に取り組みます。また、関係機関と連携し栽培技術、農産物の販売、経営分析などJAの総合力を発揮した支援活動を実践します。
- ・ 青壮年部活動を通じて若手の担い手農家が相互研鑽し、地域農業を担う次世代のリーダーとして地域をけん引する活躍を期待しその活動と組織の拡充を支援します。



営農指導会



庭先集荷



フレコン出荷

2. 担い手農家の所得増大と農業生産の拡大

- ・ 担い手農家の労働力確保が年々難しくなるなか、水稻の収穫後の調製作業軽減のため、乾燥籾による施設出荷やフレコンによる米などの出荷を推進します。また、JAに出荷する米の出荷作業軽減のため庭先集荷を実践します。
- ・ JAが取り扱う肥料等の銘柄集約や農薬を大型規格にすることで低価格な生産資材を今後も提供します。
- ・ 近年、大豆の収量性が著しく低下していることから、従来の「オオツル」から「里のほほえみ」と「ことゆたかA1号」に品種転換し収量性の改善に取り組みます。



大豆の収量改善のための新品種導入

- ・近年の気候変動が原因で、水稻の収量や品質が低下し影響がでてきています。このことから、基本に立ち返り水田の地力向上に取り組み、水稻の品質、収量の向上に取り組みます。
- ・生産者との播種前契約に基づき、実需者と事前に販売契約を締結することで、安定した販売先を確保し生産者の販売高向上を支援します。
- ・水田を最大限に有効活用することを目指し、需要に即した主食用米の生産、大麦、大豆、そば等の戦略作物の本作化など再生協議会と連携し水田のフル活用に取り組みます。
- ・需要が減少する主食用米に代わる水田作物の選択肢の一つとして、加工、業務用の需要が高い野菜等の高収益性作物の生産振興を図ります。
- ・JAと担い手農家の双方が栽培管理システムを通じて情報をデジタル化するためのシステムを活用し、リアルタイムな栽培情報の発信や、担い手農家が自らの農業経営に活用することで生産性向上を図るためのスマート農業を推進します。
- ・栽培技術上の課題解決に向けた技術の実証やその年の生育状況を検証するための栽培展示圃を地域に設置します。これで得られた情報を活用し適切な栽培管理の情報発信に活用し収量と品質の安定化を図ります。
- ・JA担い手サポートセンターと連携し、会計帳簿の記帳代行など担い手農家が自己の経営状況を客観的に把握できるよう農業経営の見える化を支援します。
- ・担い手金融リーダーを統括支店に配置し、営農経済部門と連携して積極的に出向く体制を構築した上で、農業者・農業法人等のニーズに応じた融資等を提案します。
- ・農業リスク診断に基づき潜む様々なリスクに対応した保障を提案します。



タマネギ栽培



ういずOneシステムでのミニトマト栽培



生育調査(水稻)

3. 持続的で生産性の高い農業の実践

- ・滋賀の農林水産業の基本理念に基づき、環境こだわり農業を推進し農業と環境保全の両立を図ります。
- ・被覆肥料の被膜殻流失防止対策技術の普及や、廃プラスチックごみの適正処分、被膜殻の発生しない肥料の活用など環境への負荷軽減を図ります。
- ・消費者が求める「食の安全・安心」や実需者から求められる「高い品質」を確立し、「信頼される産地」を確立するため生産基準に基づく栽培を推進します。
- ・栽培管理システムを活用し、生産記録をデジタル化することで栽培管理情報を収穫前に迅速かつ正確に検証することで安全で安心な農産物づくりを強化します。



農業リスク診断に基づく安心の提供

4. 営農指導員等の育成と能力強化

- ・ 1年間のTAC活動や営農指導は、実践計画に基づき行動します。計画に基づく実践活動は毎月検証し報告することで情報の共有化を図ります。さらに、1年間の活動成果を文書にまとめ活動の見える化を図ります。
- ・ 農業法人をはじめとする大規模農家の経営課題解決を支援するため、JAの総合力を発揮した農業経営コンサルティングの実践に向けて機能を構築します。



営農指導成果発表会

7. ぐらしの活動情報

JA北びわこでは、組合員・地域住民が安心して暮らせる地域づくりと豊かなぐらしを実現するため、「ぐらしの活動」として下記の活動等に取り組んでいます。

また、食と農、地域とJAを結ぶ取り組みにより、地域農業の振興を図ります。

そして、准組合員・地域住民との接点をつくり、農業への理解と新たな仲間づくり（地域農業の応援団、JAファン）を進めるとともに、地域に根差した協同組合として、「ぐらしの活動」を展開し、地域の活性化に貢献してまいります。

■ 食農教育活動

農業体験を通じ、次世代の子どもたちへ命の源である「食」と「農」の大切さ伝える為、食農教育に取り組んでいます。農産物を育てることにより、「食に対する感謝の心」と「農作業の大変さや楽しさ」を学んでいただくとともにJAと地域の子どもたちがふれあえる貴重な体験型学習です。

<取り組み事例>

- 認定こども園に野菜苗の贈呈
- 小学校で田植え・稲刈り体験
- 小学校等で大豆の出前授業（講座・播種→収穫→豆腐づくり）
- 認定こども園、小学校等でサツマイモ苗植え・収穫
- 長浜市教育委員会へ食農教材を贈呈（JAレーク伊吹と共同で）



■ 女性部活動

JAをよりどころに集まった女性の組織です。イベントの参加や、食農活動、料理、手芸教室など、ふれあい活動を通じ自らのいきがいや家族の幸せを願って、みんなで助け合いながら明るく豊かな地域社会を築くことを目的として活動しています。

< 取り組み事例 >

- 女性フェスタ・家の光大会
- 愛の米ひとにぎり運動・フードドライブ運動
- 各支部による教室等



■ JA 健康寿命 100 歳プロジェクト

組合員・地域住民の「こころ」と「からだ」の健康を願い活動しています。受診または参加をお待ちしています。

< 取り組み事例 >

- JA 組合員健診
- ウォーキング教室



■ ゆめちゃん広場

学ぶことの楽しさを味わい、仲間づくりや自分みがきのきっかけとなる活動。

< 取り組み事例 >

- 管内男性を対象とした「男性大学：男^{ダンディ}college」
…… 陶芸教室、工場見学、正月料理、そば打ち体験、和菓子づくり、ウォーキング等
- 管内女性を対象とした「女性大学：Keep ^{キープ}smiling」
…… 多肉種植え、イヤリング・ネックレス作製、ケーキづくり、こんにゃくづくり、ウォーキング等
- カルチャー教室「^{とわ}笑」
…… 消しゴムはんこ教室、手芸教室、ヨガ教室、ウォーキング教室



■ ゆめまるくらぶ

助け合い組織「ゆめまるくらぶ」とともに、地域の高齢者の皆様が安心して暮らせる心豊かな地域づくりに取り組んでいます。

また、各地域より要請があれば、歌やゲーム・体操などを提供し「ふれあいサロン」の支援を行っています。

■ 支店ふれあい活性化委員会・支店協同活動・地域貢献活動

JA 北びわこでは、各支店に「ふれあい活性化委員会」を設置しています。支店を拠点とし組合員や組合員組織、地域住民の意思反映と連携により、組合員と JA とのふれあいとつながりの「場」をつくります。

また、組合員等の参加・参画による自主的な協同活動を JA が支援することを通じて、支店協同活動の円滑な運営に寄与することを目的としており、支店感謝祭やグラウンドゴルフ大会・ゲートボール大会・詐欺防止啓発運動・環境美化運動・管内小学校の交通安全見守りなどの活動も「ふれあい活性化委員」と共に活動に取り組んでいます。

<取り組み事例>

- 支店感謝デー等各種イベント
- 地域のイベントへの参加
- 地域清掃活動
- 特殊詐欺防止啓発運動（警察・地域ボランティア等と）
- 登下校時交通安全見守り運動
- 花壇・プランターでの花卉・野菜栽培
- 支店内の装飾（七夕、クリスマス等）
- 展示会（竹細工、写真等）
- フードライブ運動（社会福祉協議会へ贈呈）
- 長浜市教育委員会へ食農教材および文具の贈呈
- グラウンドゴルフ、ゲートボール大会の開催
- 営農相談、現地農談会などの開催
- 青壮年部・各種生産者組織にて研修会を開催
- 広報誌を毎月発行し、暮らしや営農に役立つ情報を発信



↓ 下記の二次元コードから各コンテンツをご覧ください ↓

公式ホームページ



<https://www.jakitabiwako.jp>

「JA 北びわこ ゆめまる館」
LINE公式アカウント



@189rofnl

インスタグラム
公式アカウント



JA_KITABIWAKO



☆各媒体にて様々な情報をお届けしています☆



8. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資担当を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価等を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（資産負債総合管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとも

に、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測時対応計画」等を策定しています。

◇ 法令等遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者の皆さまからの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努め統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専用窓口の「組合員相談室」を設置しています。

◇ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（月～金 午前9時～午後5時 土日・祝祭日を除く）

- 信用事業（電話：0749-78-2407）
- 共済事業（電話：0749-78-2406）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

- 滋賀弁護士会（電話：077-522-3238）
- 京都弁護士会（電話：075-231-2378）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能ですが、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話: 03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に経営管理委員会、理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに経営管理委員会、理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者の皆さまのニーズにお応えするため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、18.62%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の皆様の普通出資によっています。

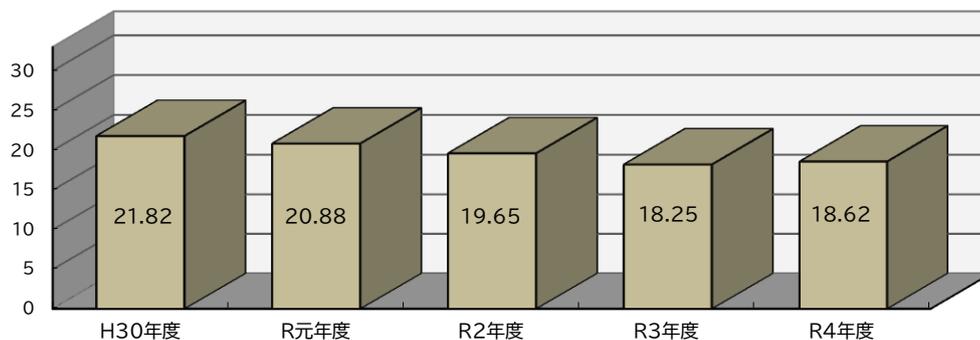
○ 普通出資による資本調達額

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------|--------------------------------|
| 発行主体 | 北びわこ農業協同組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 1,896,093 千円（前年度 1,879,239 千円） |

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成 19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

自己資本比率の推移



10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A ・信連・農林中央金庫という3段階の組織が有機的に結びつき、「J A バンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の皆さまはもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

| 種 類 | 期 間 | 特 徴 |
|-----------------------|-------------------|---|
| 普通貯金 総合口座 決済用貯金 | 出し入れ自由 | 「受け取る、支払う、貯める、借りる」暮らしに役立つサービスが盛りだくさん、家計簿代わりに使えて、忙しいあなたにぴったりです。 キャッシュカードのご利用も、ますます便利になりました。 |
| 貯蓄貯金 | 出し入れ自由 | 増やしながらか、いつでも使えます。 キャッシュコーナーでもお引き出しいただけます。 |
| 定期貯金 | 1ヵ月以上5年以内 | お預け期間は1ヵ月以上の決められた期間、預け入れ時の利率が満期日まで変わらない確定利回りです。総合口座にセットすれば、自動融資が受けられていざという時に大変便利です。 |
| 定期積金 | 6ヵ月以上5年以内 の月単位 | 目標金額に向けて、ご自分で決められた預け入れ指定日・積立期間・積立金額で、無理なく積み立てられて大変便利です。 |

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

(基金協会保証)

| 種 類 | 融資期間 | 融資金額 | 資金のお使いみち |
|--------------|-----------------------------------|------------------------|---|
| JA 住宅ローン | 40 年以内 | 7,000 万円以内 | 住宅の新築・購入・増改築、土地の購入、他金融機関からの住宅ローンの借換資金など。 |
| JA リフォームローン | 15 年以内 | 1,000 万円以内 | 既存住宅の増改築・改装・補修、その他住宅関連設備資金、他金融機関からのリフォームローンの借換資金など。 |
| JA マイカーローン | 10 年以内 | 1,000 万円以内 | クルマ・バイクの購入資金(中古車含む)、他社自動車ローンの借換資金、免許取得、車検・定期点検などに必要な資金、カー用品の購入資金など。 |
| アグリマイティー資金 | 原則 10 年以内 | 1億円以内 (法人・団体は3億円以内) | 農業の生産・加工・流通・販売に関する運転資金や設備資金など。 |
| JA 教育ローン | 据置期間を含め 最長 15 年 | 1,000 万円以内 | 入学金、授業料、学費およびアパート家賃等、教育に関する資金、他金融機関からの教育ローンの借換資金など。 |
| JA フリーローン | 10 年以内 | 500 万円以内 | 生活に必要な一切の資金。(お使い道のわかる書類を提出いただけるもの) |
| JA ワイドカードローン | 1年 (毎年自動更新) | 200 万円以内 | 生活に必要な一切の資金。 |
| 農業制度資金 | 農業経営改善のための農業制度資金のご相談お取次ぎも承っております。 | | |

◇ 為替業務、その他の業務及びサービス

全国のJA・信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

また、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や給与振込サービス、ローン相談・年金相談、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

| 種 類 | 特 徴 等 |
|----------|--|
| 国債窓口販売 | 国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売をしています。 |
| 相談業務 | 年金相談会を開催しています。 |
| 為替業務 | 全国どこの金融機関へでも送金や手形、小切手等の取立てをお取り扱いしています。 |
| 給与振込 | お勤め先から直接給与やボーナスが振り込まれますので、安心でとても便利です。 近くて便利なJAをご利用ください。 |
| 年金自動受取 | 各種年金の受け取りは、お得で便利なJAをご指定ください。 簡単な手続きで安全・確実に振り込まれます。 |
| 振替決済業務 | 公共料金・税金等のお支払いに便利です。 |
| JAネットバンク | パソコン、携帯電話からお取引ができ、窓口やATMに足を運ぶ手間が省けます。 平日、休日を問わず、残高照会や振込などの各種サービスがご利用いただけます。 |
| JAバンクアプリ | スマートフォンから貯金残高、入出金明細等が簡単な操作でご確認いただけます。 |
| JAカード | 国内・外問わず、お買い物、お食事、ご宿泊などのお支払いにキャッシュレスでご利用いただけます。 また、急な出費の際はキャッシングサービスもお受けになれます。 |

◇ 手数料一覧

為替手数料表

令和5年1月10日現在

| 内 国 為 替 | | | 3万円未満1件につき | 3万円以上1件につき | |
|---------------------------------|-------------------------------------|-----------|------------|------------|-------|
| 振 込 手 数 料 | 窓 口 | 当農協本支店 ※1 | 220 円 | 440 円 | |
| | | 県内・県外系統 | | 220 円 | 440 円 |
| | | 他行 | 文書扱 | 440 円 | 660 円 |
| | | | 電信扱 | 550 円 | 770 円 |
| | ATM | 当農協本支店 | 無 料 | 無 料 | |
| | | 県内・県外系統 | | 110 円 | 330 円 |
| | | 他行 | 電信扱 | 275 円 | 385 円 |
| | 個人 ネットバンク | 当農協本支店 | 無 料 | 無 料 | |
| | | 県内系統 | | 55 円 | 110 円 |
| | | 県外系統 | | 110 円 | 220 円 |
| | | 他行 | 電信扱 | 220 円 | 330 円 |
| | 法人 ネットバンク | 当農協本支店 | 無 料 | 無 料 | |
| | | 県内系統 | | 55 円 | 110 円 |
| | | 県外系統 | | 110 円 | 220 円 |
| | | 他行 | 電信扱 | 220 円 | 330 円 |
| | 振込の組戻料(1件につき) | | | 660 円 | 660 円 |
| | 定時 自動送金 | 当農協本支店 | 55 円 | 55 円 | |
| | | 県内・県外系統 | | 110 円 | 330 円 |
| 他 行 | | 440 円 | 660 円 | | |
| 送 金 手 数 料 | 当農協本支店 | | 220 円 | | |
| | 県内・県外系統 | | 440 円 | | |
| | 他 行 | | 660 円 | | |
| | 送金の組戻料(1件につき) | | 660 円 | | |
| 代 金 取 立 手 数 料 | 電子交換手数料(1通につき) ※2 | | 660 円 | | |
| | 個別取立手数料(1通につき) ※3 | | 1,100 円 | | |
| | 不渡手形返却料(1件につき) | | 660 円 | | |
| | 取立手形組戻料(1通につき) | | 660 円 | | |
| | 取立手形店頭提示料(1通につき) | | 660 円 | | |
| | ただし、660 円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴収する。 | | | | |

■ 上記金額には、消費税を含む。

※1 同一支店内の振込手数料は無料とする。

※2 当組合本支店宛は無料とする。

※3 電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送対応が必要となるものが対象。

(1)ATMによる振込については、以下のキャッシュカードで取扱可能である。

自JA・県内他県系統・他行(MICS提携 ※2)

※2 信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行、商工中金のキャッシュカードは除く。

信用事業に係る手数料表

令和5年1月10日現在

| 項 目 | | 手 数 料 |
|------------------------------|--------------|---------|
| 手形用紙交付手数料 | (1冊当り) | 5,500円 |
| 小切手用紙交付手数料 | (1冊当り) | 5,500円 |
| 自己宛小切手交付手数料 ※1 | (1枚当り) | 1,100円 |
| マル専用約束手形用紙交付手数料 | (1枚当り) | 1,100円 |
| マル専用口座開設手数料 | | 3,300円 |
| 通帳・証書再発行手数料 ※2 | | 550円 |
| キャッシュカード発行手数料 ※3 (1枚当り) | | |
| 磁気キャッシュカード | (初回発行) | 無料 |
| | (再発行) | 1,100円 |
| ICキャッシュカード | (初回発行) | 無料 |
| | (再発行) | 1,100円 |
| | (更新発行) | 無料 |
| 一体型カード | (初回発行) | 無料 |
| | (再発行) | 1,100円 |
| | (更新発行) | 無料 |
| 取引検索・履歴照会手数料 | 過去10年間 10枚まで | 220円 |
| | 11枚～(1枚当り) | 22円 |
| | 過去10年超 | 5,500円 |
| 伝票等のコピーによる開示 | (1枚当り) | 55円 |
| 残高証明書等各証明書発行手数料 (1通当り) ※4 | (都度発行) | 550円 |
| | (定期発行) | 330円 |
| 貸出金手数料 | | |
| 全額繰上償還 (50万円未満) | | 無料 |
| (50万円以上 500万円未満) | | 11,000円 |
| (500万円以上 1,000万円未満) | | 22,000円 |
| (1,000万円以上) | | 33,000円 |
| 一部繰上償還 ※5 | | 5,500円 |
| 条件変更手数料 (再特約含む) ※6 | | 5,500円 |
| 事務取扱手数料 (住宅・リフォームローンのみ) | | 55,000円 |
| ローンカード発行手数料 (再発行) | | 1,100円 |
| 貸出事務手数料 (共済担保貸出) | | 1,000円 |
| 国債保護預り口座管理料 (1口座1ヵ月当り) | | 無料 |
| 両替手数料 (硬貨・札) ※7 (お取扱1件当り) | | |
| 101枚～500枚 | | 330円 |
| 501枚～1,000枚 | | 660円 |
| 以降、500枚までごとに330円を加算する。 | | |

| 項 目 | | 手 数 料 |
|------------------------|------------------------|----------------|
| 硬貨入出金手数料 ※8（お取扱1件当たり） | | |
| 101枚～500枚 | | 330円 |
| 501枚～1,000枚 | | 660円 |
| 以降、500枚までごとに330円を加算する。 | | |
| 署名判印刷登録手数料 | | 5,500円 |
| 貯金口座振替手数料 | | 取扱規則等による |
| 現金自動支払機利用手数料 | | 取扱規則等による |
| 内国為替手数料 | | 内国為替手数料徴収基準による |
| 行政機関からの照会・調査手数料 | 取引の有無に関わらず 1名義1回につき | 22円 |
| | 回答資料代1名義につき 10枚まで | 220円 |
| | 11枚～（1枚当たり） | 22円 |

■ 貸出金とは、貯金・共済担保貸付金、地公貸付および制度資金を除く証書貸付金をいう。

■ 上記手数料には、消費税10%を含む。

※1 70歳以上かつ300万円以上の場合は無料とする。

※2,3 再発行とは、顧客の都合（紛失、盗難、クレジット機能を外す等）によること。
磁気キャッシュカードからICキャッシュカードへの切替についても有料とする。

※4 住宅ローン、農業資金の貸出金残高証明書は無料とする。（再発行を含む。）

※5 一部繰上償還時の留保金残高の充当については無料とする。

※6 条件変更とは、金利・月賦変更、期間延長等をいう。

※7 次の場合は無料とする。

・汚損した現金の交換 ・記念硬貨への交換

取引枚数の算定基準は、ご持参（両替前）枚数またはお持ち帰り（両替後）枚数のいずれが多い方とする。

※8 100枚以下の硬貨入出金のお取扱いについては、それぞれお一人さま1日1件に限り無料とする。

同日に2件以上の硬貨入出金をご依頼される場合、合計枚数での手数料とする。

募金の硬貨入金については手数料を免除する。

一部の金種を指定して出金される場合、金種を指定せずに出金された残金についても合計に含む。

振込や納税等を硬貨で行う場合も、硬貨の枚数に応じた手数料とする。

通帳が複数になる場合も、合計枚数での手数料とする。

〔共済事業〕

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として「ひと・いえ・くるま」の総合保障の確立を目指し、充実した幅広い保障を提供いたします。終身共済、養老生命共済、医療共済、介護共済、建物更生共済、年金共済、自動車共済等、一生涯、また人生のそれぞれの場面で J A 共済には頼れる保障がそろっています。

〔経済事業〕

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。

また、農業に必要な肥料・農薬・飼料などの生産資材や、日常生活に必要なお米・食品・LPガスなどの生活物資を安定価格でご提供いたしております。

また、「地産地消」の取り組みとして、農産物直売所「ゆめまる館」を開設し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

〔指導事業〕

農産物の生産技術指導や農業経営指導、研修会などの営農指導をはじめ、女性部や文化活動などを支援する生活面活動の指導を通じて、魅力ある組織活動の充実を目指しています。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和4年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

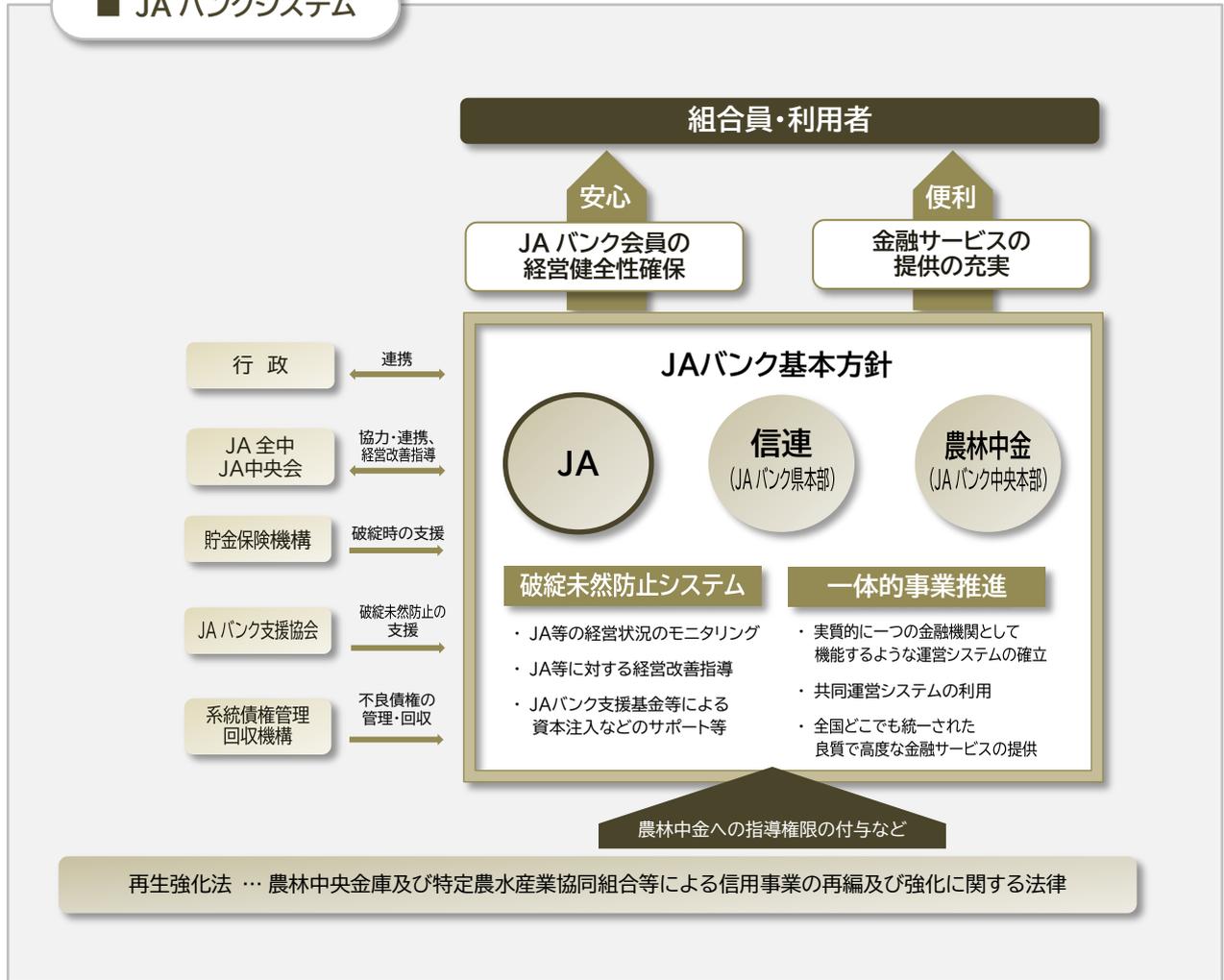
良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システム[JASTEMシステム]の利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和4年3月末現在で4,627億円となっています。

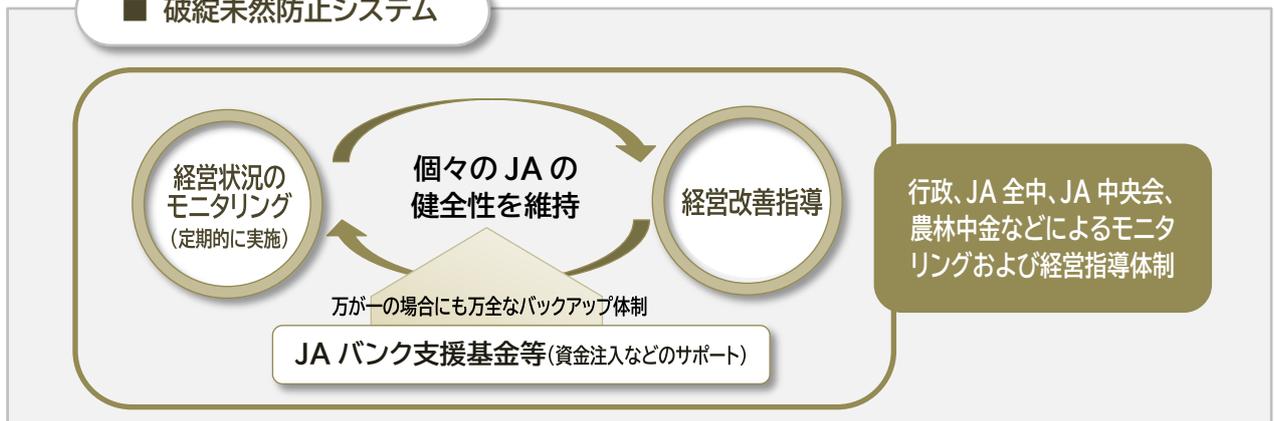
■ JA バンクシステム



■ JA バンク・セーフティネット



■ 破綻未然防止システム



経営資料

※ 単位未満を四捨五入表示しているため、合計額が一致しない場合があります。

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

| 科 目 | 令和3年度 (令和4年3月31日現在) | 令和4年度 (令和5年3月31日現在) |
|--------------------|------------------------|------------------------|
| (資 産 の 部) | | |
| 1. 信用事業資産 | 133,850,595 | 132,489,270 |
| (1) 現金 | 648,065 | 758,820 |
| (2) 預金 | 117,196,541 | 114,494,771 |
| 系統預金 | (117,196,541) | (114,494,771) |
| (3) 有価証券 | 6,899,383 | 7,123,821 |
| 国債 | (1,364,540) | (1,427,930) |
| 地方債 | (435,456) | (380,598) |
| 政府保証債 | (214,610) | (207,220) |
| 社債 | (4,884,777) | (5,108,073) |
| (4) 貸出金 | 9,023,274 | 10,028,612 |
| (5) その他の信用事業資産 | 92,664 | 92,395 |
| 未収収益 | (66,570) | (66,003) |
| その他の資産 | (26,094) | (26,393) |
| (6) 貸倒引当金 | △9,332 | △9,149 |
| 2. 共済事業資産 | 917 | 641 |
| (1) その他の共済事業資産 | 917 | 641 |
| 3. 経済事業資産 | 1,144,147 | 1,393,611 |
| (1) 経済事業未収金 | 276,917 | 348,100 |
| (2) 経済受託債権 | 138,085 | 153,933 |
| (3) 棚卸資産 | 707,058 | 865,960 |
| 購買品 | (37,731) | (42,253) |
| 販売品 | (642,241) | (784,881) |
| その他の棚卸資産 | (27,086) | (38,826) |
| (4) その他の経済事業資産 | 36,552 | 37,910 |
| (5) 貸倒引当金 | △14,464 | △12,294 |
| 4. 雑資産 | 230,995 | 273,213 |
| (1) 雑資産 | 230,995 | 273,213 |
| 5. 固定資産 | 1,126,709 | 1,432,713 |
| (1) 有形固定資産 | 1,126,221 | 1,432,713 |
| 建物 | (5,871,556) | (5,765,939) |
| 機械装置 | (2,460,631) | (2,008,303) |
| 土地 | (427,667) | (427,667) |
| 建設仮勘定 | (18,986) | (-) |
| その他の有形固定資産 | (914,875) | (930,170) |
| 減価償却累計額 | (△8,567,494) | (△7,699,366) |
| (2) 無形固定資産 | 488 | (-) |
| 6. 外部出資 | 5,932,904 | 5,932,204 |
| (1) 外部出資 | 5,932,904 | 5,932,204 |
| 系統出資 | (5,801,594) | (5,801,594) |
| 系統外出資 | (121,510) | (120,810) |
| 子会社等出資 | (9,800) | (9,800) |
| 7. 繰延税金資産 | 17,503 | 20,532 |
| (1) 繰延税金資産 | 17,503 | 20,532 |
| 資 産 の 部 合 計 | 142,303,769 | 141,542,184 |

(単位：千円)

| 科 目 | 令和3年度 (令和4年3月31日現在) | 令和4年度 (令和5年3月31日現在) |
|----------------------|------------------------|------------------------|
| (負 債 の 部) | | |
| 1. 信用事業負債 | 132,359,422 | 131,798,524 |
| (1) 貯金 | 132,196,233 | 131,574,359 |
| (2) 借入金 | 1,946 | 1,682 |
| (3) その他の信用事業負債 | 161,243 | 222,483 |
| 未払費用 | (50,123) | (21,292) |
| その他の負債 | (111,121) | (201,190) |
| 2. 共済事業負債 | 361,168 | 372,590 |
| (1) 共済資金 | 141,966 | 154,306 |
| (2) 未経過共済付加収入 | 216,005 | 213,842 |
| (3) その他の共済事業負債 | 3,197 | 4,442 |
| 3. 経済事業負債 | 204,029 | 243,307 |
| (1) 経済事業未払金 | 138,808 | 134,976 |
| (2) 経済受託債務 | 42,838 | 72,243 |
| (3) その他の経済事業負債 | 22,383 | 36,088 |
| 4. 雑負債 | 166,992 | 133,750 |
| (1) 未払法人税等 | 2,400 | 2,400 |
| (2) その他の負債 | 164,592 | 131,350 |
| 5. 諸引当金 | 585,873 | 565,123 |
| (1) 賞与引当金 | 48,031 | 47,378 |
| (2) 退職給付引当金 | 401,214 | 396,005 |
| (3) 特例業務負担引当金 | 136,628 | 121,740 |
| 負 債 の 部 合 計 | 133,677,484 | 133,113,292 |
| (純 資 産 の 部) | | |
| 1. 組合員資本 | 8,764,700 | 8,861,657 |
| (1) 出資金 | 1,879,239 | 1,896,093 |
| (2) 資本準備金 | 11,449 | 11,449 |
| (3) 再評価積立金 | 885 | 885 |
| (4) 利益剰余金 | 6,883,443 | 6,967,347 |
| 利益準備金 | (2,634,918) | (2,634,918) |
| その他利益剰余金 | (4,248,525) | (4,332,428) |
| 施設改修等積立金 | 1,476,000 | 1,248,000 |
| 信用基盤強化積立金 | 602,000 | 602,000 |
| 教育基金積立金 | 100,000 | 100,000 |
| 固定資産減損積立金 | 307,800 | 307,800 |
| 有価証券価格変動積立金 | 170,000 | 100,000 |
| 次期情報システム更改等積立金 | 30,000 | 30,000 |
| 農業経営支援積立金 | — | 27,000 |
| 特別積立金 | 1,180,581 | 1,180,581 |
| 当期末処分剰余金 | 382,144 | 737,048 |
| (うち当期剰余金) | (△912,693) | (102,238) |
| (5) 処分未済持分 | △10,316 | △14,117 |
| 2. 評価・換算差額等 | △138,415 | △432,765 |
| (1) その他有価証券評価差額金 | △138,415 | △432,765 |
| 純 資 産 の 部 合 計 | 8,626,285 | 8,428,892 |
| 負債及び純資産の部合計 | 142,303,769 | 141,542,184 |

※単位未満を四捨五入で表示しているため、合計額が一致しない場合があります。

2. 損益計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------|---------------------------|---------------------------|
| | 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日 | 自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日 |
| 1. 事業総利益 | 1,454,294 | 1,482,169 |
| 事業収益 | 5,090,824 | 4,470,968 |
| 事業費用 | 3,636,531 | 2,988,799 |
| (1) 信用事業収益 | 750,226 | 779,078 |
| 資金運用収益 | 698,066 | 702,830 |
| (うち預金利息) | (485,679) | (464,788) |
| (うち有価証券利息) | (55,045) | (64,864) |
| (うち貸出金利息) | (92,499) | (89,498) |
| (うちその他受入利息) | (64,843) | (83,681) |
| 役務取引等収益 | 30,849 | 30,681 |
| その他事業直接収益 | 802 | 7 |
| その他経常収益 | 20,509 | 45,559 |
| (2) 信用事業費用 | 217,570 | 247,462 |
| 資金調達費用 | 55,058 | 45,824 |
| (うち貯金利息) | (53,860) | (44,706) |
| (うち給付補填備金繰入) | (630) | (473) |
| (うち借入金利息) | (31) | (27) |
| (うちその他支払利息) | (536) | (618) |
| 役務取引等費用 | 11,824 | 11,700 |
| その他事業直接費用 | 23,202 | 70,825 |
| その他経常費用 | 127,487 | 119,113 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (5,123) | (-) |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (-) | (△184) |
| 信用事業総利益 | 532,655 | 531,616 |
| (3) 共済事業収益 | 615,636 | 579,561 |
| 共済付加収入 | 587,747 | 551,545 |
| その他の収益 | 27,890 | 28,016 |
| (4) 共済事業費用 | 40,445 | 43,773 |
| 共済推進費 | 29,080 | 32,845 |
| 共済保全費 | 3,960 | 2,839 |
| その他の費用 | 7,404 | 8,089 |
| 共済事業総利益 | 575,192 | 535,788 |
| (5) 購買事業収益 | 1,060,041 | 1,109,850 |
| 購買品供給高 | 1,029,207 | 1,078,916 |
| 購買手数料 | 12,726 | 15,953 |
| その他の収益 | 18,108 | 14,981 |
| (6) 購買事業費用 | 940,758 | 945,661 |
| 購買品供給原価 | 795,599 | 811,250 |
| 購買品供給費 | 64,476 | 55,114 |
| 修理サービス費 | 5,117 | 3,846 |
| その他の費用 | 75,565 | 75,451 |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (△6,343) | (△2,284) |
| 購買事業総利益 | 119,284 | 164,189 |
| (7) 販売事業収益 | 2,301,539 | 1,651,381 |
| 販売品販売高 | 2,202,049 | 1,574,808 |
| 販売手数料 | 16,329 | 15,325 |
| その他の収益 | 83,161 | 61,248 |
| (8) 販売事業費用 | 2,115,592 | 1,510,936 |
| 販売品販売原価 | 1,930,901 | 1,338,442 |
| 販売費 | 155,685 | 135,925 |
| その他の費用 | 29,006 | 36,568 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (80) | (76) |
| 販売事業総利益 | 185,948 | 140,445 |

(単位：千円)

| 科 目 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-----------------|---------------------------|------------------|---------------------------|------------------|
| | 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日 | | 自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日 | |
| (9) 保管事業収益 | | 6,576 | | 5,109 |
| (10) 保管事業費用 | | 528 | | 559 |
| 保管事業総利益 | | 6,049 | | 4,549 |
| (11) 加工事業収益 | | 4,559 | | 3,865 |
| (12) 加工事業費用 | | 4,378 | | 3,154 |
| 加工事業総利益 | | 182 | | 711 |
| (13) 利用事業収益 | | 329,194 | | 318,152 |
| (14) 利用事業費用 | | 292,644 | | 210,148 |
| 利用事業総利益 | | 36,549 | | 108,004 |
| (15) その他事業収益 | | 6,715 | | 6,511 |
| (16) その他事業費用 | | 6,843 | | 7,111 |
| その他事業総利益 | | △129 | | △600 |
| (17) 指導事業収入 | | 16,338 | | 17,461 |
| (18) 指導事業支出 | | 17,773 | | 19,994 |
| 指導事業収支差額 | | △1,435 | | △2,533 |
| 2. 事業管理費 | | 1,522,383 | | 1,416,951 |
| (1) 人件費 | | 1,095,467 | | 1,086,968 |
| (2) 業務費 | | 106,293 | | 111,239 |
| (3) 諸税負担金 | | 48,472 | | 57,243 |
| (4) 施設費 | | 268,960 | | 159,806 |
| (5) その他事業管理費 | | 3,192 | | 1,695 |
| 事業利益 | | △68,090 | | 65,219 |
| 3. 事業外収益 | | 101,508 | | 97,110 |
| (1) 受取雑利息 | | 12 | | 0 |
| (2) 受取出資配当金 | | 77,665 | | 78,501 |
| (3) 賃貸料 | | 10,222 | | 9,892 |
| (4) 雑収入 | | 13,609 | | 8,715 |
| 4. 事業外費用 | | 4,553 | | 7,292 |
| (1) 寄付金 | | 12 | | 69 |
| (2) 雑損失 | | 4,541 | | 7,223 |
| 経常利益 | | 28,866 | | 155,037 |
| 5. 特別利益 | | 78,143 | | 5,212 |
| (1) 固定資産処分益 | | 78,143 | | 80 |
| (2) 一般補助金 | | - | | 5,132 |
| 6. 特別損失 | | 1,034,854 | | 58,691 |
| (1) 固定資産処分損 | | 2,794 | | 2,319 |
| (2) 固定資産圧縮損 | | 8,267 | | 5,132 |
| (3) 減損損失 | | 987,322 | | - |
| (4) 固定資産解体撤去費用 | | 36,470 | | 51,240 |
| 税引前当期利益 | | △927,846 | | 101,557 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,349 | | 2,349 |
| 法人税等調整額 | | △17,503 | | △3,030 |
| 法人税等合計 | | △15,153 | | △681 |
| 当期剰余金 | | △912,693 | | 102,238 |
| 当期首繰越剰余金 | | 196,837 | | 163,810 |
| 施設改修等積立金取崩額 | | 111,000 | | 378,000 |
| 固定資産減損積立金取崩額 | | 987,000 | | - |
| 有価証券価格変動積立金取崩額 | | - | | 70,000 |
| 農業経営支援積立金取崩額 | | - | | 23,000 |
| 当期末処分剰余金 | | 382,144 | | 737,048 |

※単位未満を四捨五入で表示しているため、合計額が一致しない場合があります。

3. 注記表等

| 注記表 | |
|--|--|
| 令和3年度 | 令和4年度 |
| <p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法</p> <p>① 満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）</p> <p>② 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法</p> <p>③ その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時価のあるもの …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ・ 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法 <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 購買品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単品管理商品及び数量管理商品 …… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） ・ 集約管理商品 …… 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） <p>② 販売品</p> <p>総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>（1）有形固定資産</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>（2）無形固定資産</p> <p>定額法を採用しています。なお、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年間）で定額法により償却しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>（1）貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、不保全額から当該キャッシュ・フローにより見積もった回収可能額を除いた額を予想損失額として引き当てています。なお、不保全額が2,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。</p> | <p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法</p> <p>① 満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）</p> <p>② 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法</p> <p>③ その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時価のあるもの …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ・ 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法 <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 購買品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単品管理商品及び数量管理商品 …… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） ・ 集約管理商品 …… 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） <p>② 販売品</p> <p>総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>（1）有形固定資産</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>（2）無形固定資産</p> <p>定額法を採用しています。なお、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年間）で定額法により償却しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>（1）貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、不保全額から当該キャッシュ・フローにより見積もった回収可能額を除いた額を予想損失額として引き当てています。なお、不保全額が2,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。</p> |

注記表

| 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|--|
| <p>上記以外の債権（正常先及び要注意先（要管理先を含む。））については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(4) 特例業務負担引当金 特例業務負担引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込み額を計上しています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点、もしくは移転するにつれて、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>① 購買事業 購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、主に組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>② 販売事業 販売事業は、主に組合員が生産した農産物を当組合が集荷し、取引先又は消費者等に販売する事業であり、当組合は取引先又は消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先又は消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>③ 保管事業 保管事業は、主に組合員が生産した農産物を当組合施設である各農業倉庫を活用し、保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。</p> | <p>上記以外の債権（正常先及び要注意先（要管理先を含む。））については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における最大値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(4) 特例業務負担引当金 特例業務負担引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込み額を計上しています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>① 購買事業 購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、主に組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>② 販売事業 販売事業は、主に組合員が生産した農産物を当組合が集荷し、取引先又は消費者等に販売する事業であり、当組合は取引先又は消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先又は消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>③ 保管事業 保管事業は、主に組合員が生産した農産物を当組合施設である各農業倉庫を活用し、保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。</p> |

注記表

| 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|
| <p>④ 加工事業 加工事業は、主に組合員が生産した農産物を、その他食品加工施設等の当組合施設において加工した商品の販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>⑤ 利用事業 利用事業は、主にカントリーエレベーター、育苗施設等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各施設において行われる組合員が生産した農産物の調製、組合員が農産物を生産するための苗の育成等の施設利用目的を達成した一時点において充足されると判断し、農産物の調製等作業の完了時点、育成した苗の引渡時点等の利用サービスの完了時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p> <p>7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を四捨五入で表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。</p> | <p>④ 加工事業 加工事業は、主に組合員が生産した農産物を、食品加工施設等の当組合施設において加工した商品の販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>⑤ 利用事業 利用事業は、主にカントリーエレベーター、育苗施設等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各施設において行われる組合員が生産した農産物の調製、組合員が農産物を生産するための苗の育成等の施設利用目的を達成した一時点において充足されると判断し、農産物の調製等作業の完了時点、育成した苗の引渡時点等の利用サービスの完了時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p> <p>7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を四捨五入で表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。</p> <p>(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。</p> |
| II 会計方針の変更に関する注記 | |
| 1. 収益認識に関する会計基準等の適用 | |
| <p>当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点、もしくは移転するにつれて、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。</p> <p>収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。</p> <p>① 代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更し、購買手数料として表示しています。</p> | |

| 注記表 | |
|---|---|
| 令和3年度 | 令和4年度 |
| <p>② 支払奨励金の会計処理 利用者等に対して支払う各種奨励金等が「顧客へ支払われる対価」と認められる場合、従来は、事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。</p> <p>③ L P ガスに関する収益認識 購買事業におけるL P ガスの供給に関して、従来は、検針日時点で計測されたL P ガスに係る供給量に基づいて収益を認識していましたが、最終検針日から期末日までに利用者等に引渡され履行義務を充足したL P ガスの供給量に係る収益を合理的に見積って認識する方法に変更しています。</p> <p>④ 計上時期の変更 販売事業の当年産買取米穀において、従来は、取引先との出荷契約に基づき、決済期限時点で未引渡しの米穀全てが取引先に所有権が移転されるため、当該時点で収益を認識していましたが、販売品の引渡し時点で収益を認識する方法に変更しています。 この結果、当事業年度の事業収益が 138,947 千円減少、事業費用が 139,517 千円減少し、事業利益、経常利益、及び税引前当期利益が 570 千円それぞれ増加しています。なお、当該会計方針の変更による期首の利益剰余金に与える影響額は軽微であるため、遡及適用していません。</p> <p>2. 時価の算定に関する会計基準の適用 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。</p> <p>III 会計上の見積りに関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 17,503 千円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、翌事業年度において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 翌事業年度の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 987,322 千円</p> | <p>II 会計上の見積りに関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 20,532 千円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、翌事業年度において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 翌事業年度の課税所得の見積りについては、令和5年度計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> |

注記表

| 令和3年度 | 令和4年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|-----------|-------|------------|---------------------|----------|--------|-----------|------------|------|------------|------|--|-----|--------------|------|--------------|-----|-----------|-------|------------|---------------------|-----------|--------|-----------|------------|------|------------|------|
| <p>(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資する*情報資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。</p> <p>固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年1月に作成した固定資産減損会計の判断に用いる収支シミュレーションを基礎としています。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>IV 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 固定資産の圧縮記帳額</p> <p>国庫補助金の受領により有形固定資産の取得価額から控除している当期圧縮記帳額は8,267千円、累計額は3,040,734千円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>1,314,381 千円</td> <td>機械装置</td> <td>1,543,913 千円</td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td>67,268 千円</td> <td>そ の 他</td> <td>115,171 千円</td> </tr> </table> <p>2. 担保に供している資産</p> <p>担保に供している資産の内容及びその金額は、次のとおりです。 定期預金 4,300,050 千円 信連当座借越、信連為替決済、公金取扱</p> <p>3. 子会社に対する金銭債権・金銭債務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子会社に対する金銭債権の総額は、6,253千円です。 ・子会社に対する金銭債務の総額は、115,383千円です。 <p>4. 役員に対する金銭債権・金銭債務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示すべき金銭債権・債務に該当する取引はありません。 <p>5. 信用事業を行う組合に要求される注記</p> <p>債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額</p> <p>債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額の合計額は、26,028千円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>・破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td> <td>7,839 千円</td> </tr> <tr> <td>・危険債権額</td> <td>18,189 千円</td> </tr> <tr> <td>・三月以上延滞債権額</td> <td>— 千円</td> </tr> <tr> <td>・貸出条件緩和債権額</td> <td>— 千円</td> </tr> </table> <p>※上記債権額は貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>なお、それぞれの定義は次のとおりです。</p> <p>① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。</p> | 建 物 | 1,314,381 千円 | 機械装置 | 1,543,913 千円 | 土 地 | 67,268 千円 | そ の 他 | 115,171 千円 | ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 7,839 千円 | ・危険債権額 | 18,189 千円 | ・三月以上延滞債権額 | — 千円 | ・貸出条件緩和債権額 | — 千円 | <p>III 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 固定資産の圧縮記帳額</p> <p>国庫補助金の受領により有形固定資産の取得価額から控除している当期圧縮記帳額は5,132千円、累計額は2,711,237千円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>1,170,811 千円</td> <td>機械装置</td> <td>1,358,955 千円</td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td>67,268 千円</td> <td>そ の 他</td> <td>114,202 千円</td> </tr> </table> <p>2. 担保に供している資産</p> <p>担保に供している資産の内容及びその金額は、次のとおりです。 定期預金 4,300,050 千円 信連当座借越、信連為替決済、公金取扱</p> <p>3. 子会社に対する金銭債権・金銭債務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子会社に対する金銭債権の総額は、3,429千円です。 ・子会社に対する金銭債務の総額は、120,149千円です。 <p>4. 役員に対する金銭債権・金銭債務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示すべき金銭債権・債務に該当する取引はありません。 <p>5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額</p> <p>債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額の合計額は、26,853千円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>・破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td> <td>12,983 千円</td> </tr> <tr> <td>・危険債権額</td> <td>13,870 千円</td> </tr> <tr> <td>・三月以上延滞債権額</td> <td>— 千円</td> </tr> <tr> <td>・貸出条件緩和債権額</td> <td>— 千円</td> </tr> </table> <p>※上記債権額は貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>なお、それぞれの定義は次のとおりです。</p> <p>① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。</p> | 建 物 | 1,170,811 千円 | 機械装置 | 1,358,955 千円 | 土 地 | 67,268 千円 | そ の 他 | 114,202 千円 | ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 12,983 千円 | ・危険債権額 | 13,870 千円 | ・三月以上延滞債権額 | — 千円 | ・貸出条件緩和債権額 | — 千円 |
| 建 物 | 1,314,381 千円 | 機械装置 | 1,543,913 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土 地 | 67,268 千円 | そ の 他 | 115,171 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 7,839 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・危険債権額 | 18,189 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・三月以上延滞債権額 | — 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・貸出条件緩和債権額 | — 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建 物 | 1,170,811 千円 | 機械装置 | 1,358,955 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土 地 | 67,268 千円 | そ の 他 | 114,202 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 12,983 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・危険債権額 | 13,870 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・三月以上延滞債権額 | — 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・貸出条件緩和債権額 | — 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注記表

令和3年度

② 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

③ 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

（表示方法の変更）

令和2年12月23日に公布された施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権に一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました（令和4年3月31日施行）。

V 損益計算書に関する注記

1. 子会社との取引高の総額

① 子会社との取引による収益総額

| | | |
|--------------|--------|----|
| うち事業取引高 | 25,276 | 千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 576 | 千円 |
| 合計 | 25,852 | 千円 |

② 子会社との取引による費用総額

| | | |
|--------------|-------|----|
| うち事業取引高 | 1,225 | 千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | — | 千円 |
| 合計 | 1,225 | 千円 |

2. 減損会計に関する注記

（1）資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、業務用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分を基本にグルーピングを行っています。

また、遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。

なお、本店及び農業関連施設等については、他の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産のため、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

（単位：千円）

| 資産グループ | 区分 | 減損損失 | 資産 | | | |
|-----------|----|--------|----|--------|--------|--------|
| | | | 土地 | 建物 | 機械装置 | その他 |
| 本店 | 共用 | 3,158 | — | — | — | 3,158 |
| 営農経済センター | 共用 | 31,455 | — | 16,268 | — | 15,187 |
| 育苗事業 | 共用 | 15,872 | — | 3,494 | 5,427 | 6,951 |
| 虎姫営農経済 | 共用 | 5,776 | — | 4,985 | — | 791 |
| 浅井カントリー | 共用 | 41,876 | — | 23,174 | 17,698 | 1,004 |
| 虎姫ライスセンター | 共用 | 9,627 | — | 413 | 9,214 | — |

令和4年度

② 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

③ 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

IV 損益計算書に関する注記

1. 子会社との取引高の総額

① 子会社との取引による収益総額

| | | |
|--------------|--------|----|
| うち事業取引高 | 22,701 | 千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 532 | 千円 |
| 合計 | 23,233 | 千円 |

② 子会社との取引による費用総額

| | | |
|--------------|-------|----|
| うち事業取引高 | 1,330 | 千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | — | 千円 |
| 合計 | 1,330 | 千円 |

注記表

令和3年度

令和4年度

| | | | | | | |
|-------------|----|---------|---------|---------|---------|--------|
| びわカントリー | 共用 | 258,310 | 136,082 | 52,174 | 70,014 | 39 |
| 湖北営農経済 | 共用 | 7,330 | 2,222 | 4,689 | 9 | 410 |
| 湖北西部ライスセンター | 共用 | 58,093 | 41,730 | 14,082 | 1,981 | 301 |
| 高月営農経済 | 共用 | 72,165 | 60,196 | 9,276 | — | 2,693 |
| 高月カントリー | 共用 | 165,599 | 80,354 | 31,919 | 49,877 | 3,448 |
| 伊香営農経済 | 共用 | 84,653 | 75,403 | 9,138 | 76 | 36 |
| 永原カントリー | 共用 | 51,294 | 20,764 | 12,665 | 17,865 | — |
| 浅井支店 | 一般 | 8,743 | — | 4,175 | — | 4,568 |
| 虎姫支店 | 一般 | 36,116 | — | 34,408 | — | 1,707 |
| びわ支店 | 一般 | 2,537 | — | 545 | — | 1,992 |
| 湖北支店 | 一般 | 5,285 | — | 3,192 | — | 2,094 |
| メガマート高月 | 一般 | 63 | — | 49 | — | 14 |
| 木之本支店 | 一般 | 9,712 | — | — | — | 9,712 |
| 余呉支店 | 一般 | 23,380 | 214 | 22,129 | — | 1,037 |
| 永原支店 | 一般 | 2,681 | — | 1,993 | — | 688 |
| 浅井北理容所 | 一般 | 446 | 223 | 223 | — | — |
| 高月支店 | 遊休 | 14,008 | — | 14,008 | — | — |
| 旧古保利支店 | 遊休 | 20,532 | — | 20,532 | — | — |
| 浅井ライスセンター | 遊休 | 49,500 | — | 49,500 | — | — |
| 旧高月営農センター | 遊休 | 2,463 | — | 2,463 | — | — |
| 旧浅井配送センター | 遊休 | 6,651 | — | 6,651 | — | — |
| 合計 | | 987,322 | 417,187 | 342,143 | 172,162 | 55,831 |

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

当事業年度において、2期連続の事業損失となったため、共用資産を含む組合全体の固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、不動産鑑定評価額等に基づき算定しています。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金をもとに、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付けを行っています。また、残った余裕金を滋賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクにさらされています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会及び経営管理委員会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資担当を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金をもとに、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付けを行っています。また、残った余裕金を滋賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクにさらされています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会及び経営管理委員会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資担当を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管

注記表

| 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|
| <p>理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会及び経営管理委員会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及び経営管理委員会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.11%上昇したものと想定した場合には、経済価値が45,613千円増加するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p> <p>当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差</p> | <p>理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会及び経営管理委員会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及び経営管理委員会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.09%上昇したものと想定した場合には、経済価値が28,433千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p> <p>当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差</p> |

注記表

令和3年度

令和4年度

額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

(単位：千円)

| 種 類 | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------------|--------------|-------------|---------|
| 預金 | 117,196,541 | 117,197,408 | 867 |
| 有価証券 | 6,899,383 | 6,897,856 | △1,527 |
| 満期保有目的の の債券 | 203,887 | 202,360 | △1,527 |
| 其他有価証券 | 6,695,496 | 6,695,496 | |
| 貸出金 | 9,023,274 | | |
| 貸倒引当金(注1) | △9,332 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 9,013,942 | 9,176,684 | 162,742 |
| 資産計 | 133,109,86 | 133,271,948 | 162,082 |
| 貯金 | 132,196,233 | 132,216,485 | 20,252 |
| 負債計 | 132,196,233 | 132,216,485 | 20,252 |

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

| 種 類 | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------------|--------------|-------------|---------|
| 預金 | 114,494,771 | 114,488,271 | △6,500 |
| 有価証券 | 7,123,821 | 7,122,918 | △903 |
| 満期保有目的の の債券 | 201,943 | 201,040 | △903 |
| 其他有価証券 | 6,921,878 | 6,921,878 | |
| 貸出金 | 10,028,612 | | |
| 貸倒引当金(注1) | △9,149 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 10,019,463 | 10,081,988 | 62,525 |
| 資産計 | 131,638,055 | 131,693,177 | 55,122 |
| 貯金 | 131,574,359 | 131,558,342 | △16,016 |
| 負債計 | 131,574,359 | 131,558,342 | △16,016 |

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、国債は活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

注記表

令和3年度

令和4年度

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位：千円)
貸借対照表計上額
外部出資^(注) 5,932,904

(単位：千円)
貸借対照表計上額
外部出資 5,932,204

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

(単位：千円)

| 種 類 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 117,196,541 | — | — | — | — | — |
| 有価証券 | 240,000 | 340,000 | 240,000 | 140,000 | 340,000 | 5,727,500 |
| 満期保有 目的の債券 | — | — | — | — | — | — |
| その他の有価証券のうち 満期があるもの | 240,000 | 140,000 | 240,000 | 140,000 | 340,000 | 5,727,500 |
| 貸出金(注1) | 1,023,781 | 810,451 | 707,136 | 634,517 | 595,318 | 5,246,669 |
| 合 計 | 118,460,322 | 1,150,451 | 947,136 | 774,517 | 935,318 | 10,974,169 |

| 種 類 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 114,494,771 | — | — | — | — | — |
| 有価証券 | 340,000 | 140,000 | 240,000 | 340,000 | 27,500 | 6,500,000 |
| 満期保有 目的の債券 | 200,000 | — | — | — | — | — |
| その他の有価証券のうち 満期があるもの | 140,000 | 140,000 | 240,000 | 340,000 | 27,500 | 6,500,000 |
| 貸出金(注1) | 1,045,316 | 788,688 | 753,721 | 720,640 | 650,683 | 6,063,990 |
| 合 計 | 115,880,087 | 928,688 | 993,721 | 1,060,640 | 678,183 | 12,563,990 |

(注1) 貸出金のうち、当座貸越 146,030 千円については「1年以内」に含めています。なお、3ヵ月以上延滞債権及び期限の利益を喪失した債権等 5,402 千円については、償還予定額が見込めないことから、上記の表から除いています。

(注1) 貸出金のうち、当座貸越 143,599 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 5,575 千円は償還の予定が見込まれないため、上記の表から除いています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

(単位：千円)

| 種 類 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金(注1) | 123,640,744 | 4,358,247 | 3,613,236 | 326,670 | 257,337 | — |

| 種 類 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金(注1) | 116,377,835 | 3,584,519 | 11,159,292 | 270,530 | 182,511 | — |

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券

(単位：千円)

| | 種 類 | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|------------------------|-----|--------------|---------|--------|
| 時価が貸借対照表 計上額を超えないもの | 債 券 | 203,887 | 202,360 | △1,527 |
| | 社 債 | 203,887 | 202,360 | △1,527 |
| 合 計 | | 203,887 | 202,360 | △1,527 |

(2) その他有価証券

(単位：千円)

| | 種 類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 又は償却原価 | 差 額 |
|-----------------------------------|-------|--------------|----------------|--------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの | 債 券 | 1,592,436 | 1,530,158 | 62,278 |
| | 国 債 | 208,780 | 201,975 | 6,805 |
| | 地方債 | 243,336 | 227,500 | 15,836 |
| | 政府保証債 | 214,610 | 200,699 | 13,911 |
| | 社 債 | 925,710 | 899,985 | 25,725 |
| 小 計 | | 1,592,436 | 1,530,158 | 62,278 |

Ⅵ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券

(単位：千円)

| | 種 類 | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|------------------------|-----|--------------|---------|------|
| 時価が貸借対照表 計上額を超えないもの | 債 券 | 201,943 | 201,040 | △903 |
| | 社 債 | 201,943 | 201,040 | △903 |
| 合 計 | | 201,943 | 201,040 | △903 |

(2) その他有価証券

(単位：千円)

| | 種 類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 又は償却原価 | 差 額 |
|-----------------------------------|-------|--------------|----------------|--------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの | 債 券 | 933,608 | 888,412 | 45,196 |
| | 国 債 | 308,550 | 300,304 | 8,246 |
| | 地方債 | 199,478 | 187,500 | 11,978 |
| | 政府保証債 | 111,250 | 100,615 | 10,635 |
| | 社 債 | 314,330 | 299,993 | 14,337 |
| 小 計 | | 933,608 | 888,412 | 45,196 |

注記表

令和3年度

| | | | | |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの | 債券 | 5,103,060 | 5,303,753 | △200,693 |
| | 国債 | 1,155,760 | 1,199,177 | △43,417 |
| | 地方債 | 192,120 | 200,000 | △7,880 |
| | 社債 | 3,755,180 | 3,904,576 | △149,396 |
| | 小計 | 5,103,060 | 5,303,753 | △200,693 |
| 合計 | 6,695,496 | 6,833,911 | △138,415 | |

なお、上記評価差額は、「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|-----|---------|-----|--------|
| 債券 | 976,956 | 802 | 23,202 |
| 国債 | 696,517 | 802 | 3,641 |
| 地方債 | 280,439 | — | 19,561 |
| 合計 | 976,956 | 802 | 23,202 |

令和4年度

| | | | | |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの | 債券 | 5,988,270 | 6,466,231 | △477,961 |
| | 国債 | 1,119,380 | 1,196,014 | △76,634 |
| | 地方債 | 181,120 | 200,000 | △18,880 |
| | 政府保証債 | 95,970 | 100,000 | △4,030 |
| | 社債 | 4,591,800 | 4,970,218 | △378,418 |
| 小計 | 5,988,270 | 6,466,231 | △477,961 | |
| 合計 | 6,921,878 | 7,354,643 | △432,765 | |

なお、上記評価差額は、「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|----|---------|-----|--------|
| 債券 | 365,093 | — | 36,758 |
| 国債 | 265,093 | — | 36,758 |
| 社債 | 100,000 | — | — |
| 合計 | 365,093 | — | 36,758 |

3. 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、その他有価証券(社債)について34,010千円の減損処理を行っています。

時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。

なお、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

VIII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | |
|---------------|----------|
| 期首における退職給付引当金 | 399,534 |
| 退職給付費用 | 85,661 |
| 退職給付の支払額 | △ 45,222 |
| 確定給付年金制度への拠出金 | △ 38,759 |
| 期末における退職給付引当金 | 401,214 |

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

VII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | |
|---------------|----------|
| 期首における退職給付引当金 | 401,214 |
| 退職給付費用 | 76,773 |
| 退職給付の支払額 | △ 44,995 |
| 確定給付年金制度への拠出金 | △ 36,986 |
| 期末における退職給付引当金 | 396,005 |

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

注記表

| 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|
| (単位：千円) | (単位：千円) |
| 退職給付債務 1,756,986 | 退職給付債務 1,741,874 |
| 年金資産 <u>△1,355,772</u> | 年金資産 <u>△1,345,869</u> |
| 未積立退職給付債務 401,214 | 未積立退職給付債務 396,005 |
| 退職給付引当金 401,214 | 退職給付引当金 396,005 |
| (4) 退職給付に関連する損益 | (4) 退職給付に関連する損益 |
| (単位：千円) | (単位：千円) |
| 簡便法で算定した退職給付費用 85,661 | 簡便法で算定した退職給付費用 76,773 |
| 臨時に支払った割増退職金 <u>6,404</u> | 臨時に支払った割増退職金 <u>6,668</u> |
| 合計 92,064 | 合計 83,442 |
| 2. 特例業務負担金の将来見込額 | 2. 特例業務負担金の将来見込額 |
| <p>人件費（うち福利厚生費）には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 11,910千円を含めて計上しています。</p> <p>なお、当組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の額は 136,628千円となっています。</p> | <p>人件費（うち福利厚生費）には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 11,797千円を含めて計上しています。</p> <p>なお、当組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の額は 121,740千円となっています。</p> |
| IX 税効果会計に関する注記 | VIII 税効果会計に関する注記 |
| 1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳 | 1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳 |
| (単位：千円) | (単位：千円) |
| (繰延税金資産) | (繰延税金資産) |
| 賞与引当金 13,257 | 賞与引当金 13,076 |
| 退職給付引当金 110,735 | 退職給付引当金 109,298 |
| 未払費用 5,117 | 未払費用 9,002 |
| 固定資産減損損失 385,234 | 固定資産減損損失 337,093 |
| 繰越欠損金 193,289 | 繰越欠損金 206,121 |
| 特例業務負担引当金 37,709 | 特例業務負担引当金 33,600 |
| その他有価証券評価差額金 38,203 | その他有価証券評価差額金 119,443 |
| その他 <u>5,254</u> | その他 <u>5,090</u> |
| 繰延税金資産計 788,798 | 繰延税金資産計 848,718 |
| 評価性引当額 <u>△771,295</u> | 評価性引当額 (注) <u>△828,185</u> |
| 繰延税金資産合計 (注) <u>17,503</u> | 繰延税金資産合計 <u>20,532</u> |
| (注) 評価性引当額のうち税務上の繰越欠損金にかかるものは、193,289千円です。 | (注) 評価性引当額のうち税務上の繰越欠損金にかかるものは、206,121千円です。 |
| 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 | 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 |
| 税引前当期損失のため記載を省略しています。 | |
| X 収益認識に関する注記 | |
| (収益を理解するための基礎となる情報) | |
| 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。 | |
| | 法定実効税率 27.6% |
| | (調整) |
| | 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.8% |
| | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △10.6% |
| | 住民税均等割等 2.3% |
| | 評価性引当額の増減 △24.0% |
| | その他 0.2% |
| | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 △0.7% |

4. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------|-----------|-----------|
| 1 当期末処分剰余金 | 382,144 | 737,048 |
| 2 剰余金処分量 | 218,334 | 589,461 |
| (1) 利益準備金 | — | 21,000 |
| (2) 任意積立金 | 200,000 | 550,000 |
| (施設改修等積立金) | (150,000) | (200,000) |
| (固定資産減損積立金) | (—) | (250,000) |
| (有価証券価格変動積立金) | (—) | (100,000) |
| (農業経営支援積立金) | (50,000) | (—) |
| (3) 出資配当金 | 18,334 | 18,461 |
| 3 次期繰越剰余金 | 163,810 | 147,586 |

(注)

- 出資に対する配当の割合は、次のとおりです。
令和3年度 1.0% 令和4年度 1.0%
- 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりです。
- 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための教育情報繰越金 6,000,000円が含まれています。

<別表>

(単位：千円)

| 目的積立金名 | 積立目的 | 積立目標額 | 取崩基準 | 当期末残高 | 積立後残高 |
|-------------|---|----------------------------------|---|-----------|-----------|
| 施設改修等積立金 | 共同利用施設・事務所等の取得・改修並びに取り壊しを目的とした積立です。 | 2,000,000 | 施設等を取得・改修並びに取り壊しをした年度において、要した額を取り崩します。 | 1,248,000 | 1,448,000 |
| 固定資産減損積立金 | 減損会計の適用により減損処理を要する額（帳簿価格を回収可能額まで減額した場合に生じた費用相当額）を目的とした積立です。 | 2,000,000 | 減損会計を適用した年度において、減損処理に要した額を取り崩します。 | 307,800 | 557,800 |
| 有価証券価格変動積立金 | 有価証券の著しい価格変動に伴う損失発生に備えることを目的とした積立です。 | 有価証券期末帳簿合計残高（取得価格又は償却原価）の30/1000 | 時価の著しい下落に伴う有価証券損失(売却損及び評価損)により、当期剰余金に重要な影響を与える場合に、決算期日に取り崩し、当該損失に充当します。 | 100,000 | 200,000 |

5. 部門別損益計算書

<令和3年度>

(単位：千円)

| 区 分 | 合 計 | 信 用 業 | 共 事 業 | 農 業 関 連 業 | 生 活 そ の 他 業 | 営 農 指 導 業 | 共 通 管 理 費 等 |
|---------------------------------|-------------|------------|------------|------------|-------------|-----------|-------------|
| 事業収益① | 5,090,824 | 750,226 | 615,636 | 3,259,030 | 451,792 | 14,140 | |
| 事業費用② | 3,636,531 | 217,570 | 40,445 | 2,975,648 | 387,082 | 15,785 | |
| 事業総利益③ (①-②) | 1,454,294 | 532,655 | 575,192 | 283,383 | 64,710 | △1,645 | |
| 事業管理費④ | 1,522,383 | 497,884 | 353,608 | 413,058 | 160,294 | 97,539 | |
| （うち減価償却費⑤の1） | (122,811) | (20,696) | (14,727) | (81,228) | (3,794) | (2,366) | |
| （うち人件費⑤の2） | (1,095,467) | (372,505) | (274,240) | (250,455) | (121,363) | (76,904) | |
| うち共通管理費⑥ | | 184,983 | 126,317 | 135,511 | 70,360 | 37,212 | △554,383 |
| （うち減価償却費⑦の1） | | (5,162) | (3,525) | (3,781) | (1,963) | (1,038) | (△15,470) |
| （うち人件費⑦の2） | | (89,930) | (61,410) | (65,879) | (34,206) | (18,091) | (△269,515) |
| 事業利益⑧ (③-④) | △68,090 | 34,771 | 221,584 | △129,676 | △95,585 | △99,185 | |
| 事業外収益⑨ | 101,508 | 33,878 | 23,127 | 24,810 | 12,882 | 6,813 | |
| うち共通分⑩ | | 33,867 | 23,127 | 24,810 | 12,882 | 6,813 | △101,498 |
| 事業外費用⑪ | 4,553 | 1,527 | 1,035 | 1,110 | 576 | 305 | |
| うち共通分⑫ | | 1,515 | 1,035 | 1,110 | 576 | 305 | △4,541 |
| 経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪) | 28,866 | 67,122 | 243,676 | △105,976 | △83,279 | △92,677 | |
| 特別利益⑭ | 78,143 | 26,074 | 17,805 | 19,101 | 9,917 | 5,245 | |
| うち共通分⑮ | | 26,074 | 17,805 | 19,101 | 9,917 | 5,245 | △78,143 |
| 特別損失⑯ | 1,034,854 | 111,154 | 73,097 | 800,276 | 34,126 | 16,201 | |
| うち共通分⑰ | | 71,619 | 48,906 | 52,465 | 27,241 | 14,407 | △214,638 |
| 税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯) | △927,846 | △17,958 | 188,383 | △887,151 | △107,488 | △103,632 | |
| 営農指導事業分配賦額⑲ | | 36,991 | 25,257 | 26,922 | 14,462 | △103,632 | |
| 営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲) | △927,846 | △54,948 | 163,126 | △914,073 | △121,950 | | |

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 (人員割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割) の平均値
(2) 営農指導事業 (人員割+事業総利益割) の平均値

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

| 区 分 | 信 用 業 | 共 事 業 | 農 業 関 連 業 | 生 活 そ の 他 業 | 営 農 指 導 業 | 合 計 |
|--------|-------|-------|-----------|-------------|-----------|--------|
| 共通管理費等 | 33.37 | 22.79 | 24.44 | 12.69 | 6.71 | 100.00 |
| 営農指導事業 | 35.69 | 24.37 | 25.98 | 13.96 | | 100.00 |

※単位未満を四捨五入で表示しているため、合計額が一致しない場合があります。

<令和4年度>

(単位：千円)

| 区 分 | 合 計 | 信 用 業 | 共 事 業 | 農 業 関 連 業 | 生 活 そ の 他 業 | 営 農 指 導 業 | 共 通 管 理 費 等 |
|---------------------------------|-------------|------------|------------|------------|-------------|-----------|-------------|
| 事業収益① | 4,470,968 | 779,078 | 579,561 | 2,725,970 | 370,861 | 15,498 | |
| 事業費用② | 2,988,799 | 247,462 | 43,773 | 2,375,204 | 304,246 | 18,113 | |
| 事業総利益③ (①-②) | 1,482,169 | 531,616 | 535,788 | 350,766 | 66,615 | △2,615 | |
| 事業管理費④ | 1,416,951 | 455,670 | 369,987 | 350,974 | 125,741 | 114,578 | |
| （うち減価償却費⑤の1） | (61,075) | (14,942) | (12,399) | (29,772) | (2,159) | (1,804) | |
| （うち人件費⑤の2） | (1,086,968) | (357,706) | (288,812) | (249,321) | (97,877) | (93,251) | |
| ※うち共通管理費⑥ | | 163,924 | 141,045 | 132,986 | 54,352 | 41,674 | △533,981 |
| （うち減価償却費⑦の1） | | (3,484) | (2,998) | (2,826) | (1,155) | (886) | (△11,349) |
| （うち人件費⑦の2） | | (85,085) | (73,210) | (69,027) | (28,212) | (21,631) | (△277,165) |
| 事業利益⑧ (③-④) | 65,219 | 75,945 | 165,801 | △209 | △59,126 | △117,193 | |
| 事業外収益⑨ | 97,110 | 29,776 | 25,749 | 24,148 | 9,870 | 7,567 | |
| うち共通分⑩ | | 29,766 | 25,612 | 24,148 | 9,870 | 7,567 | △96,963 |
| 事業外費用⑪ | 7,292 | 2,240 | 1,925 | 1,815 | 742 | 569 | |
| うち共通分⑫ | | 2,238 | 1,925 | 1,815 | 742 | 569 | △7,289 |
| 経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪) | 155,037 | 103,481 | 189,625 | 22,124 | △49,999 | △110,194 | |
| 特別利益⑭ | 5,212 | 1,600 | 1,377 | 1,298 | 531 | 407 | |
| うち共通分⑮ | | 1,600 | 1,377 | 1,298 | 531 | 407 | △5,212 |
| 特別損失⑯ | 58,691 | 17,887 | 15,391 | 14,935 | 5,931 | 4,548 | |
| うち共通分⑰ | | 17,887 | 15,391 | 14,512 | 5,931 | 4,548 | △58,268 |
| 税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯) | 101,557 | 87,193 | 175,611 | 8,488 | △55,399 | △114,335 | |
| 営農指導事業分配賦額⑲ | | 38,231 | 32,897 | 30,327 | 12,880 | △114,335 | |
| 営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲) | 101,557 | 48,962 | 142,714 | △21,839 | △68,279 | | |

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 (人件費を除いた事業管理費割+人数割+事業総利益割)の平均値により配賦しています。
(2) 営農指導事業 (人数割+事業総利益割)の平均値により配賦しています。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

| 区 分 | 信 用 業 | 共 事 業 | 農 業 関 連 業 | 生 活 そ の 他 業 | 営 農 指 導 業 | 合 計 |
|--------|-------|-------|-----------|-------------|-----------|--------|
| 共通管理費等 | 30.70 | 26.41 | 24.90 | 10.18 | 7.80 | 100.00 |
| 営農指導事業 | 33.44 | 28.77 | 26.52 | 11.27 | | 100.00 |

※単位未満を四捨五入で表示しているため、合計額が一致しない場合があります。

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和5年7月28日

北びわこ農業協同組合

代表理事理事長 田中 洋輝

7. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 経常収益（事業収益） | 3,786,949 | 3,815,836 | 4,276,234 | 5,090,824 | 4,470,968 |
| 信用事業収益 | 1,013,689 | 965,206 | 763,156 | 750,226 | 779,078 |
| 共済事業収益 | 719,931 | 687,746 | 648,929 | 615,636 | 579,561 |
| 農業関連事業収益 | 1,492,616 | 1,584,696 | 2,365,351 | 3,259,030 | 2,725,970 |
| 生活その他事業収益 | 547,247 | 566,906 | 472,123 | 451,792 | 370,861 |
| 営農指導事業収益 | 13,466 | 11,282 | 26,675 | 14,140 | 15,498 |
| 経常利益 | 144,756 | 137,913 | 22,270 | 28,866 | 155,037 |
| 当期剰余金 | 45,735 | △152,919 | △386,849 | △912,693 | 102,238 |
| 出資金 （出資口数） | 1,917,924 （1,917,924） | 1,876,667 （1,876,667） | 1,850,696 （1,850,696） | 1,879,239 （1,879,239） | 1,896,093 （1,896,093） |
| 純資産額 | 10,437,811 | 10,083,756 | 9,631,141 | 8,626,285 | 8,428,892 |
| 総資産額 | 139,458,285 | 138,220,213 | 143,125,348 | 142,303,769 | 141,542,184 |
| 貯金等残高 | 127,162,108 | 126,346,527 | 131,853,028 | 132,196,233 | 131,574,359 |
| 貸出金残高 | 9,201,924 | 8,332,798 | 9,111,841 | 9,023,274 | 10,028,612 |
| 有価証券残高 | 3,545,096 | 4,111,750 | 6,742,542 | 6,899,383 | 7,123,821 |
| 剰余金配当金額 | 18,936 | 18,638 | 18,363 | 18,334 | 18,461 |
| 出資配当額 | 18,936 | 18,638 | 18,363 | 18,334 | 18,461 |
| 職員数 | 259 | 220 | 179 | 169 | 165 |
| 単体自己資本比率 | 21.82 | 20.88 | 19.65 | 18.25 | 18.62 |

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

| 項 目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|--------------------------|----------------------|----------------------|--------------------|
| 資金運用収支 | 643,008 | 657,006 | 13,998 |
| 役員取引等収支 | 19,024 | 18,982 | △43 |
| その他信用事業収支 | △129,377 | △144,372 | △14,995 |
| 信用事業粗利益 (信用事業粗利益率) | 639,633 (0.48%) | 605,169 (0.45%) | △34,463 (0.02%) |
| 事業粗利益 (事業粗利益率) | 1,621,752 (1.12%) | 1,650,088 (1.16%) | 28,336 (0.04%) |
| 事業純益 | 93,256 | 232,463 | 139,207 |
| 実質事業純益 | 99,369 | 233,138 | 133,769 |
| コア事業純益 | 121,769 | 303,956 | 182,188 |
| コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。) | 121,769 | 303,956 | 182,188 |

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

| 項 目 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|-----------|-------------|---------|-------|-------------|---------|-------|
| | 平均残高 | 利 息 | 利 回 | 平均残高 | 利 息 | 利 回 |
| 資金運用勘定 | 134,102,725 | 698,066 | 0.521 | 132,789,211 | 702,830 | 0.529 |
| うち預金 | 118,027,394 | 550,522 | 0.466 | 115,466,310 | 548,468 | 0.475 |
| うち有価証券 | 6,928,131 | 55,045 | 0.795 | 7,588,578 | 64,864 | 0.855 |
| うち貸出金 | 9,147,200 | 92,499 | 1.011 | 9,734,323 | 89,498 | 0.919 |
| 資金調達勘定 | 133,225,376 | 54,522 | 0.041 | 132,037,250 | 45,206 | 0.034 |
| うち貯金・定期積金 | 133,223,283 | 54,491 | 0.041 | 132,035,418 | 45,179 | 0.034 |
| うち借入金 | 2,093 | 31 | 1.490 | 1,832 | 27 | 1.494 |
| 総資金利ざや | — | — | 0.245 | — | — | 0.274 |

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯金貯蓄奨励金(要項)が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

| 項 目 | 令和3年度増減額 | 令和4年度増減額 |
|------------|----------|----------|
| 受 取 利 息 | △14,456 | 4,764 |
| うち 預 金 | △15,066 | △2,054 |
| うち 有 価 証 券 | 7,110 | 9,819 |
| うち 貸 出 金 | △6,500 | △3,001 |
| 支 払 利 息 | △2,614 | △9,316 |
| うち貯金・定期積金 | △2,610 | △9,312 |
| うち譲渡性貯金 | — | — |
| うち借入金 | △4 | △4 |
| 差 引 | △11,842 | △4,552 |

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯金奨励金（要項）が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業実績

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|--------|---------------------|---------------------|------------|
| 流動性貯金 | 50,488,059 (37.8) | 52,814,417 (40.0) | 2,326,357 |
| 定期性貯金 | 82,706,423 (62.0) | 79,207,891 (59.9) | △3,498,531 |
| その他の貯金 | 28,705 (0.0) | 13,087 (0.0) | △15,618 |
| 計 | 133,223,189 (100.0) | 132,035,396 (100.0) | △1,187,792 |
| 譲渡性貯金 | － (－) | － (－) | － |
| 合 計 | 133,223,189 (100.0) | 132,035,396 (100.0) | △1,187,792 |

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：千円、%)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|----------|--------------------|--------------------|------------|
| 定期貯金 | 79,336,529 (100.0) | 77,643,390 (100.0) | △1,693,139 |
| うち固定金利定期 | 79,329,699 (99.9) | 77,636,470 (99.9) | △1,693,229 |
| うち変動金利定期 | 6,830 (0.0) | 6,920 (0.0) | 89 |

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|--------|-----------|-----------|---------|
| 手形貸付 | — | — | — |
| 証書貸付 | 8,983,815 | 9,576,630 | 592,814 |
| 当座貸越 | 165,514 | 159,464 | △6,049 |
| 割引手形 | — | — | — |
| 金融機関貸付 | — | — | — |
| 合 計 | 9,149,330 | 9,736,095 | 586,764 |

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|------------|-------------------|--------------------|-----------|
| 固定金利貸出 | 6,041,812 (66.9) | 6,518,435 (64.9) | 476,622 |
| 変動金利貸出 | 2,835,431 (31.4) | 3,366,577 (33.5) | 531,146 |
| その他(当座貸越等) | 146,030 (1.6) | 143,598 (1.4) | △2,431 |
| 合 計 | 9,023,274 (100.0) | 10,028,612 (100.0) | 1,005,338 |

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|------------|-----------|------------|-----------|
| 貯金・定期積金等 | 166,001 | 163,698 | △2,302 |
| その他担保物 | 126,111 | 90,768 | △35,342 |
| 小 計 | 292,112 | 254,467 | △37,645 |
| 農業信用基金協会保証 | 4,444,792 | 4,701,175 | 256,382 |
| その他保証 | 1,600,673 | 1,780,103 | 179,429 |
| 小 計 | 6,045,466 | 6,481,277 | 435,811 |
| 信 用 | 2,685,695 | 3,292,866 | 607,171 |
| 合 計 | 9,023,274 | 10,028,612 | 1,005,338 |

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|---------|-------------------|-------------------|-----------|
| 設 備 資 金 | 5,550,796 (61.5) | 5,905,093 (58.9) | 354,297 |
| 運 転 資 金 | 3,472,478 (38.5) | 4,123,520 (41.1) | 651,041 |
| 合 計 | 9,023,274 (100.0) | 10,028,612(100.0) | 1,005,338 |

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：千円)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|-----------|
| 農 業 | 614,814 (6.8) | 583,214 (5.8) | △31,600 |
| 林 業 | 500 (0.0) | 500 (0.0) | － |
| 水 産 業 | 4,445 (0.0) | 3,267 (0.0) | △1,179 |
| 製 造 業 | 1,088,219 (12.0) | 1,112,407 (11.0) | 24,187 |
| 鉱 業 | 26,967 (0.2) | 59,402(0.5) | 32,434 |
| | | | |
| 建 設 ・ 不 動 産 業 | 244,484 (2.7) | 330,135(3.2) | 85,651 |
| 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 | 51,835 (0.5) | 47,390(0.4) | △4,446 |
| 運 輸 ・ 通 信 業 | 185,062 (2.0) | 318,468(3.1) | 133,406 |
| 金 融 ・ 保 険 業 | 68,866 (0.7) | 64,412(0.6) | △4,455 |
| 卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業 | 1,141,246 (12.6) | 1,231,056(12.1) | 89,808 |
| 地 方 公 共 団 体 | 2,521,913 (27.9) | 3,148,625(31.3) | 626,712 |
| 非 営 利 法 人 | － (0.0) | － (0.0) | － |
| そ の 他 | 3,074,916 (34.0) | 3,129,734(31.2) | 54,818 |
| 合 計 | 9,023,274(100.0) | 10,028,612(100.0) | 1,005,338 |

(注) () 内は構成比 (貸出金全体に対する割合) です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 穀 作 | 334,820 | 278,810 | △56,010 |
| 野 菜 ・ 園 芸 | 1,862 | 1,021 | △841 |
| 果 樹 ・ 樹 園 農 業 | — | — | — |
| 工 芸 作 物 | — | — | — |
| 養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農 | — | — | — |
| 養 鶏 ・ 養 卵 | — | — | — |
| 養 蚕 | — | — | — |
| そ の 他 農 業 | 279,305 | 285,091 | 5,786 |
| 農 業 関 連 団 体 等 | — | — | — |
| 合 計 | 615,987 | 564,923 | △51,065 |

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

このため「営農類型別」の合計と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は、集計方法が異なるため一致しません。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：千円)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|-------------|---------|---------|---------|
| プ ロ パ ー 資 金 | 614,023 | 557,504 | △56,519 |
| 農 業 制 度 資 金 | 1,965 | 7,418 | 5,454 |
| うち農業近代化資金 | — | 5,720 | 5,720 |
| うちその他制度資金 | 1,965 | 1,698 | △266 |
| 合 計 | 615,987 | 564,923 | △51,065 |

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：千円)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|-------|-------|
| 日本政策金融公庫資金 | － | － |

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：千円)

| 債 権 区 分 | | 債権額 | 保 全 額 | | | |
|-------------------|-------|------------|-------|--------|-----|--------|
| | | | 担 保 | 保 証 | 引 当 | 合 計 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 令和3年度 | 7,839 | 1,799 | 5,238 | 802 | 7,839 |
| | 令和4年度 | 12,983 | 5,991 | 6,992 | － | 12,983 |
| 危 険 債 権 | 令和3年度 | 18,189 | 4,858 | 13,330 | － | 18,189 |
| | 令和4年度 | 13,870 | 3,661 | 9,986 | 16 | 13,664 |
| 要 管 理 債 権 | 令和3年度 | － | － | － | － | － |
| | 令和4年度 | － | － | － | － | － |
| 三月以上延滞債権 | 令和3年度 | － | － | － | － | － |
| | 令和4年度 | － | － | － | － | － |
| 貸出条件緩和債権 | 令和3年度 | － | － | － | － | － |
| | 令和4年度 | － | － | － | － | － |
| 小 計 | 令和3年度 | 26,028 | 6,657 | 18,569 | 802 | 26,028 |
| | 令和4年度 | 26,853 | 9,652 | 16,978 | 16 | 26,647 |
| 正 常 債 権 | 令和3年度 | 8,997,246 | | | | |
| | 令和4年度 | 10,005,342 | | | | |
| 合 計 | 令和3年度 | 9,027,000 | | | | |
| | 令和4年度 | 10,032,195 | | | | |

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状況及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（信用事業）

（単位：千円）

| 区 分 | 令和3年度 | | | | | 令和4年度 | | | | |
|---------|----------|-----------|----------|-------|----------|----------|-----------|----------|-------|----------|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 |
| | | | 目的 使用 | その他 | | | | 目的 使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 2,637 | 8,531 | — | 2,637 | 8,531 | 8,531 | 9,133 | — | 8,531 | 9,133 |
| 個別貸倒引当金 | 1,572 | 802 | — | 1,572 | 802 | 802 | 16 | — | 802 | 16 |
| 合 計 | 4,209 | 9,333 | — | 4,209 | 9,333 | 9,333 | 9,149 | — | 9,333 | 9,149 |

⑪ 貸出金償却の額（信用事業）

（単位：千円）

| 項 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-------|-------|
| 貸出金償却額 | — | — |

(3) 内国為替取扱実績

（単位：千件、千円）

| 種 類 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---------|----|------------|------------|------------|------------|
| | | 仕向 | 被仕向 | 仕向 | 被仕向 |
| 送金・振込為替 | 件数 | 26 | 166 | 27 | 163 |
| | 金額 | 14,808,234 | 38,129,109 | 13,051,115 | 32,824,447 |
| 代金取立為替 | 件数 | — | — | 0 | — |
| | 金額 | — | — | 8,958 | — |
| 雑 為 替 | 件数 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| | 金額 | 7,915,040 | 2,302,914 | 5,328,803 | 2,212,910 |
| 合 計 | 件数 | 28 | 167 | 30 | 164 |
| | 金額 | 22,723,274 | 40,432,023 | 18,388,876 | 35,037,357 |

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|-------------|-----------|-----------|----------|
| 国 債 | 1,249,765 | 1,606,813 | 357,048 |
| 地 方 債 | 711,281 | 402,774 | △308,506 |
| 政 府 保 証 債 | 200,770 | 200,679 | △91 |
| 金 融 債 | — | — | — |
| 短 期 社 債 | — | — | — |
| 社 債 | 4,766,315 | 5,378,312 | 611,997 |
| そ の 他 の 証 券 | — | — | — |
| 合 計 | 6,928,131 | 7,588,578 | 660,447 |

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

| 種 類 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合 計 |
|-------------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|-----------|----------------|-----------|
| 令和3年度 | | | | | | | | |
| 国 債 | 100,000 | — | 100,000 | — | — | 1,200,000 | — | 1,400,000 |
| 地 方 債 | 40,000 | 80,000 | 80,000 | 27,500 | — | 200,000 | — | 427,500 |
| 政 府 保 証 債 | — | — | — | — | 100,000 | 100,000 | — | 200,000 |
| 金 融 債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 短 期 社 債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 社 債 | 100,000 | — | 800,000 | — | 1,000,000 | 3,100,000 | — | 5,000,000 |
| そ の 他 の 証 券 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 令和4年度 | | | | | | | | |
| 国 債 | — | 100,000 | — | — | — | 1,400,000 | — | 1,500,000 |
| 地 方 債 | 40,000 | 80,000 | 67,500 | — | — | 200,000 | — | 387,500 |
| 政 府 保 証 債 | — | — | — | — | 100,000 | 100,000 | — | 200,000 |
| 金 融 債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 短 期 社 債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 社 債 | 300,000 | 200,000 | 300,000 | 400,000 | 1,000,000 | 3,300,000 | — | 5,500,000 |
| そ の 他 の 証 券 | — | — | — | — | — | — | — | — |

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

【満期保有目的の債券】

(単位：千円)

| | 種 類 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|--------------------|---------|----------|---------|---------|----------|---------|------|
| | | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国 債 | - | - | - | - | - | - |
| | 地 方 債 | - | - | - | - | - | - |
| | 政府保証債 | - | - | - | - | - | - |
| | 金 融 債 | - | - | - | - | - | - |
| | 短期社債 | - | - | - | - | - | - |
| | 社 債 | - | - | - | - | - | - |
| | その他の証券 | - | - | - | - | - | - |
| | 小 計 | - | - | - | - | - | - |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国 債 | - | - | - | - | - | - |
| | 地 方 債 | - | - | - | - | - | - |
| | 政府保証債 | - | - | - | - | - | - |
| | 金 融 債 | - | - | - | - | - | - |
| | 短期社債 | - | - | - | - | - | - |
| | 社 債 | 203,887 | 202,360 | △1,527 | 201,943 | 201,040 | △903 |
| | その他の証券 | - | - | - | - | - | - |
| | 小 計 | 203,887 | 202,360 | △1,527 | 201,943 | 201,040 | △903 |
| 合 計 | 203,887 | 202,360 | △1,527 | 201,943 | 201,040 | △903 | |

【その他有価証券】

(単位：千円)

| | 種 類 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|----------------------------|-----------|--------------|----------------|-----------|--------------|----------------|----------|
| | | 貸借対照表 計上額 | 取得原価又は 償却原価 | 差 額 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価又は 償却原価 | 差 額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 株 式 | — | — | — | — | — | — |
| | 債 券 | 1,592,436 | 1,530,158 | 62,278 | 933,608 | 888,412 | 45,196 |
| | 国 債 | 208,780 | 201,975 | 6,805 | 308,550 | 300,304 | 8,246 |
| | 地方債 | 243,336 | 227,500 | 15,836 | 199,478 | 187,500 | 11,978 |
| | 政府保証債 | 214,610 | 200,699 | 13,911 | 111,250 | 100,615 | 10,635 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社 債 | 925,710 | 899,985 | 25,725 | 314,330 | 299,993 | 14,337 |
| | その他の証券 | — | — | — | — | — | — |
| 小 計 | 1,592,436 | 1,530,158 | 62,278 | 933,608 | 888,412 | 45,196 | |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を越えないもの | 株 式 | — | — | — | — | — | — |
| | 債 券 | 5,103,060 | 5,303,753 | △200,693 | 5,988,270 | 6,466,231 | △477,961 |
| | 国 債 | 1,155,760 | 1,199,177 | △43,417 | 1,119,380 | 1,196,014 | △76,634 |
| | 地方債 | 192,120 | 200,000 | △7,880 | 181,120 | 200,000 | △18,880 |
| | 政府保証債 | — | — | — | 95,970 | 100,000 | △4,030 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社 債 | 3,755,180 | 3,904,576 | △149,396 | 4,591,800 | 4,970,218 | △378,418 |
| | その他の証券 | — | — | — | — | — | — |
| 小 計 | 5,103,060 | 5,303,753 | △200,693 | 5,988,270 | 6,466,231 | △477,961 | |
| 合 計 | 6,695,496 | 6,833,911 | △138,415 | 6,921,878 | 7,354,643 | △432,765 | |

(注) 当事業年度中において、その他有価証券(社債)について34,010千円の減損処理を行っています。

時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。

なお、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

- ② 金銭の信託の時価情報、デリバティブ取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引
該当する取引はありません。

2. 共済事業実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

| 種 類 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-------------|---------------|------------|-------------|------------|-------------|
| | | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 生 命 系 | 終 身 共 済 | 1,246,900 | 129,882,020 | 700,871 | 122,706,768 |
| | 定 期 生 命 共 済 | 259,200 | 1,360,600 | 294,500 | 1,483,000 |
| | 養 老 生 命 共 済 | 252,860 | 29,435,131 | 269,600 | 25,017,074 |
| | う ち こ ど も 共 済 | 155,300 | 9,476,493 | 124,600 | 8,572,693 |
| | 医 療 共 済 | 87,500 | 2,000,950 | 17,000 | 1,814,700 |
| | が ん 共 済 | — | 32,000 | — | 32,000 |
| | 定 期 医 療 共 済 | — | 561,100 | — | 538,300 |
| | 介 護 共 済 | 276,991 | 1,514,140 | 39,574 | 1,508,172 |
| | 年 金 共 済 | — | 20,000 | — | — |
| 建 物 更 生 共 済 | | 16,989,550 | 12,555,500 | 10,610,950 | 179,035,337 |
| 合 計 | | 14,678,951 | 348,718,745 | 11,932,495 | 332,135,353 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-------------|----------------|-------------------|---------------|-------------------|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 医 療 共 済 | 12 100,779 | 34,927 117,705 | 61 71,643 | 32,469 202,765 |
| が ん 共 済 | 138 | 1,678 | 190 | 1,841 |
| 定 期 医 療 共 済 | — | 1,114 | — | 1,056 |
| 合 計 | 150 100,779 | 37,719 117,705 | 251 71,643 | 35,366 202,765 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。
なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済金額保有高

(単位：千円)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-----------------|---------|-----------|---------|-----------|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 介 護 共 済 | 299,629 | 1,831,320 | 52,169 | 1,827,791 |
| 認 知 症 共 済 | | | 75,400 | 75,400 |
| 生活障害共済(一時金型) | 434,500 | 567,500 | 218,000 | 723,500 |
| 生活障害共済(定期年金型) | 10,200 | 54,420 | 5,100 | 57,520 |
| 特 定 重 度 疾 病 共 済 | 101,900 | 219,900 | 76,600 | 289,500 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-----------|--------|-----------|--------|-----------|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 年 金 開 始 前 | 63,134 | 1,799,681 | 37,532 | 1,747,106 |
| 年 金 開 始 後 | — | 1,044,801 | — | 1,040,586 |
| 合 計 | 63,134 | 2,844,482 | 37,532 | 2,787,693 |

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-------------|------------|---------|------------|---------|
| | 金額 | 掛金 | 金額 | 掛金 |
| 火 災 共 済 | 10,838,050 | 11,665 | 10,860,600 | 10,898 |
| 自 動 車 共 済 | | 626,361 | | 611,451 |
| 傷 害 共 済 | 54,994,000 | 21,558 | 56,887,500 | 20,366 |
| 定額定期生命共済 | 42,000 | 270 | 36,000 | 220 |
| 賠 償 責 任 共 済 | | 451 | | 580 |
| 自 賠 責 共 済 | | 126,115 | | 125,890 |
| 合 計 | | 786,422 | | 769,408 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位：千円)

| 種 類 | | 令和3年度 | 令和4年度 | |
|----------|-------------|-----------|-----------|--------|
| 生産 資材 | 肥 料 | 374,400 | 466,853 | |
| | 農 薬 | 213,663 | 232,980 | |
| | 飼 料 | 7,805 | 9,411 | |
| | 燃 料 | 43,438 | 24,783 | |
| | そ の 他 | 97,360 | 96,266 | |
| | 計 | 736,666 | 830,292 | |
| 生活 物資 | 食 品 | 米 | 11,931 | 11,056 |
| | | 生 鮮 食 品 | 2,340 | 2,164 |
| | | 一 般 食 品 | 27,558 | 23,132 |
| | 耐 久 消 費 財 | 41,462 | 43,532 | |
| | 日 用 保 健 雑 貨 | 92,572 | 121,327 | |
| | 家 庭 燃 料 | 279,239 | 242,778 | |
| | 計 | 455,102 | 443,988 | |
| 合 計 | | 1,191,769 | 1,274,280 | |

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|---------|---------|
| 米 | — | — |
| 麦 ・ 豆 ・ 雑 穀 | 184,189 | 171,094 |
| 野 菜 | 58,268 | 67,218 |
| 果 実 | 21,268 | 28,708 |
| 花 き ・ 花 木 | 11,372 | 14,113 |
| 畜 産 物 | 14,625 | 16,099 |
| そ の 他 | 32,227 | 33,078 |
| 合 計 | 321,949 | 330,311 |

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(3) 買取販売品取扱実績

(単位：千円)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|-----------|-----------|
| 農 産 物 直 売 所 | 26,759 | 28,086 |
| 米 | 2,125,841 | 1,485,248 |
| そ の 他 雑 穀 | 49,449 | 61,475 |
| 合 計 | 2,202,049 | 1,574,808 |

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(4) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

| 項 目 | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|-------------|-------|-------|
| 収 益 | 保 管 料 | 4,159 | 2,952 |
| | そ の 他 の 収 益 | 2,417 | 2,157 |
| | 計 | 6,576 | 5,109 |
| 費 用 | そ の 他 の 費 用 | 528 | 559 |
| | 計 | 528 | 559 |
| 差 引 | | 6,049 | 4,549 |

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

| 項 目 | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|---------|---------|---------|
| 収 益 | 育 苗 収 益 | 103,900 | 97,096 |
| | カントリー収益 | 203,567 | 201,502 |
| | その他利用収益 | 21,727 | 19,554 |
| | 計 | 329,194 | 318,152 |
| 費 用 | 育 苗 費 用 | 64,087 | 63,972 |
| | カントリー費用 | 210,569 | 137,556 |
| | その他利用費用 | 17,988 | 8,620 |
| | 計 | 292,644 | 210,148 |
| 差 引 | | 36,549 | 108,004 |

(5) 指導事業実績

(単位：千円)

| 項目 | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-----------|--------|--------|
| 収 入 | 指導事業補助金 | 869 | 957 |
| | 営農実費収入 | 12,195 | 12,964 |
| | 生活実費収入 | 2,197 | 1,963 |
| | 指導雑収入 | 1,076 | 1,577 |
| | 計 | 16,338 | 17,461 |
| 支 出 | 営農改善指導費 | 8,950 | 11,811 |
| | 生活文化改善指導費 | 1,989 | 1,907 |
| | 教育情報費 | 29 | 29 |
| | 組織指導費 | 1,977 | 1,969 |
| | 指導雑費 | 4,828 | 4,278 |
| | 計 | 17,773 | 19,994 |
| 差引 | | △1,435 | △2,533 |

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

| 項目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減 |
|-----------|--------|-------|--------|
| 総資産経常利益率 | 0.020 | 0.109 | 0.089 |
| 資本経常利益率 | 0.298 | 1.766 | 1.468 |
| 総資産当期純利益率 | △0.641 | 0.071 | 0.712 |
| 資本当期純利益率 | △9.573 | 1.157 | 10.730 |

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

| 区分 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減 |
|-----|------|-------|-------|-------|
| 貯貸率 | 期末 | 6.826 | 7.622 | 0.796 |
| | 期中平均 | 6.866 | 7.373 | 0.507 |
| 貯証率 | 期末 | 5.219 | 5.414 | 0.195 |
| | 期中平均 | 5.200 | 5.747 | 0.547 |

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

| 項 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|------------------|------------------|
| コア資本に係る基礎項目 | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 8,746,366 | 8,843,195 |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 1,890,688 | 1,907,542 |
| うち、再評価積立金の額 | 885 | 885 |
| うち、利益剰余金の額 | 6,883,443 | 6,967,347 |
| うち、外部流出予定額(△) | 18,334 | 18,461 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △10,316 | △14,117 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 8,868 | 9,542 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 8,868 | 9,542 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| うち、回転出資金の額 | — | — |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| コア資本にかかる基礎項目の額 (イ) | 8,755,234 | 8,852,738 |
| コア資本に係る調整項目 | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 353 | — |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 353 | — |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 前払年金費用の額 | — | — |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |

(単位：千円、%)

| 項 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------------------------|------------|------------|
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 353 | — |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額((イ)―(ロ)) (ハ) | 8,754,881 | 8,852,738 |
| リスク・アセット等 | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 44,766,847 | 44,464,165 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | — | — |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | — | — |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 | — | — |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 3,192,830 | 3,066,403 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 47,959,677 | 47,530,568 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率((ハ)／(ニ)) | 18.25 | 18.62 |

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

| | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|---|-------------------|----------------|-----------------------|-------------------|----------------|-----------------------|
| | エクスポージャー の期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b = a × 4% | エクスポージャー の期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b = a × 4% |
| 現金 | 648,065 | — | — | 758,820 | — | — |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 1,402,653 | — | — | 1,497,900 | — | — |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — | — | — |
| 国際決済銀行等向け | — | — | — | — | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | 2,632,544 | — | — | 3,195,257 | — | — |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | — | — | — | — | — | — |
| 国際開発銀行向け | — | — | — | — | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | — | — | — | — | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | 201,767 | — | — | 201,683 | — | — |
| 地方三公社向け | 501,473 | 100,295 | 4,012 | 501,474 | 100,295 | 4,012 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 117,198,302 | 23,439,906 | 937,596 | 114,496,200 | 22,899,257 | 915,970 |
| 法人等向け | 4,913,707 | 2,395,193 | 95,808 | 5,402,822 | 2,651,765 | 106,071 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 661,240 | 380,135 | 15,205 | 656,321 | 278,755 | 11,150 |
| 抵当権付住宅ローン | 335,353 | 111,260 | 4,450 | 1,251,721 | 351,897 | 14,076 |
| 不動産取得等事業向け | — | — | — | — | — | — |
| 三月以上延滞等 | 25,433 | 10,640 | 426 | 32,971 | 24,089 | 964 |
| 取立未済手形 | 9,787 | 1,957 | 78 | 8,846 | 1,769 | 71 |
| 信用保証協会等保証付 | 4,446,905 | 435,297 | 17,412 | 4,703,214 | 458,697 | 18,348 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | — | — | — | — | — | — |
| 共済約款貸付 | — | — | — | — | — | — |
| 出資等 | 347,364 | 347,364 | 13,895 | 347,364 | 347,364 | 13,895 |
| (うち出資等のエクスポージャー) | 347,364 | 347,364 | 13,895 | 347,364 | 347,364 | 13,895 |
| (うち重要な出資のエクスポージャー) | — | — | — | — | — | — |
| 上記以外 | 9,158,717 | 17,562,754 | 702,510 | 8,954,228 | 17,350,552 | 694,022 |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | — | — | — | — | — | — |
| (うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー) | 5,585,540 | 13,963,850 | 558,554 | 5,585,540 | 13,963,850 | 558,554 |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) | 17,817 | 44,543 | 1,782 | 12,429 | 31,073 | 1,243 |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー) | — | — | — | — | — | — |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) | — | — | — | — | — | — |
| (うち上記以外のエクスポージャー) | 3,555,360 | 3,554,361 | 142,174 | 3,356,259 | 3,355,629 | 134,225 |

(単位：千円)

| | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|---|------------------------------------|-------------------|------------------------------------|-------------------|----------------|-------------------|
| | エクスポージャー の期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャー の期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 証券化 | - | - | - | - | - | - |
| (うちSTC要件適用分) | - | - | - | - | - | - |
| (うち非STC適用分) | - | - | - | - | - | - |
| 再証券化 | - | - | - | - | - | - |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー | - | - | - | - | - | - |
| (うちルックスルー方式) | - | - | - | - | - | - |
| (うちマンドート方式) | - | - | - | - | - | - |
| (うち蓋然性方式250%) | - | - | - | - | - | - |
| (うち蓋然性方式400%) | - | - | - | - | - | - |
| (うちフォールバック方式) | - | - | - | - | - | - |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されるものの額 | - | - | - | - | - | - |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△) | - | - | - | - | - | - |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | 142,483,311 | 44,784,799 | 1,791,392 | 142,008,821 | 44,464,439 | 1,778,578 |
| CVAリスク相当額÷8% | - | - | - | - | - | - |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | - | - | - | - | - | - |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 142,483,311 | 44,784,799 | 1,791,392 | 142,008,821 | 44,464,439 | 1,778,578 |
| オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法> | オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | | |
| | 3,192,830 | 127,713 | 3,066,403 | 122,656 | | |
| 所要自己資本額計 | リスク・アセット等(分母)計 a | 所要自己資本額 b=a×4% | リスク・アセット等(分母)計 a | 所要自己資本額 b=a×4% | | |
| | 47,977,629 | 1,919,105 | 47,530,842 | 1,901,234 | | |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関 |
|----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター（R&I） |
| 株式会社日本格付研究所（JCR） |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） |
| S&Pグローバル・レーティング（S&P） |
| フィッチレーティングスリミテッド（Fitch） |

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|-------------------|-------------------------------|---------------|
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー(長期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー(短期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

| | | 令和3年度 | | | | 令和4年度 | | | |
|------------|--------------------|------------------------------|------------|-----------|------------------------|------------------------------|------------|-----------|------------------------|
| | | 信用リスクに関する エクスポージャーの 残高 | うち 貸出金等 | うち 債券 | 三月以上 延滞 エクスポージャー | 信用リスクに関する エクスポージャーの 残高 | うち 貸出金等 | うち 債券 | 三月以上 延滞 エクスポージャー |
| 法人 | 農業 | 149,854 | 118,829 | — | — | 163,414 | 125,215 | — | — |
| | 林業 | 1,756 | 1,701 | — | — | 1,080 | 1,001 | — | — |
| | 水産業 | 10 | — | — | — | 13 | — | — | — |
| | 製造業 | 601,927 | — | 600,989 | — | 801,735 | — | 801,283 | — |
| | 鉱業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 建設・不動産業 | 1,102,348 | — | 1,102,252 | — | 1,102,282 | — | 1,102,253 | — |
| | 電気・ガス・ 熱供給・水道業 | 1,302,156 | — | 1,302,156 | — | 1,704,127 | — | 1,704,127 | — |
| | 運輸・通信業 | 1,809,675 | — | 1,809,669 | — | 1,707,026 | — | 1,706,820 | — |
| | 金融・保険業 | 122,893,769 | — | 100,105 | — | 120,190,743 | — | 100,105 | — |
| | 卸売・小売・ 飲食・サービス業 | 644,841 | 334,346 | 304,492 | — | 632,064 | 356,478 | 270,230 | — |
| | 日本国政府・ 地方公共団体 | 4,034,509 | 2,202,305 | 1,832,028 | — | 4,693,058 | 2,804,801 | 1,888,143 | — |
| | 上記以外 | 422,434 | 49,967 | — | 2,661 | 400,021 | 18,277 | — | 3,218 |
| | 個人 | 6,533,414 | 6,320,250 | — | 22,772 | 6,995,623 | 6,726,424 | — | 29,753 |
| その他 | 2,986,618 | — | — | — | 3,617,637 | — | — | — | |
| 業種別残高計 | | 142,483,311 | 9,027,398 | 7,051,690 | 25,433 | 142,008,821 | 10,032,195 | 7,572,960 | 32,971 |
| 1年以下 | | 117,553,068 | 154,441 | 200,631 | | 113,916,997 | 117,501 | 303,317 | |
| 1年超3年以下 | | 902,095 | 394,907 | 507,187 | | 1,654,918 | 351,891 | 303,027 | |
| 3年超5年以下 | | 990,383 | 587,982 | 402,401 | | 1,071,447 | 581,176 | 490,271 | |
| 5年超7年以下 | | 703,425 | 474,093 | 229,331 | | 1,102,249 | 701,144 | 401,106 | |
| 7年超10年以下 | | 2,008,866 | 904,911 | 1,103,955 | | 2,562,907 | 1,459,246 | 1,103,661 | |
| 10年超 | | 10,906,814 | 6,298,630 | 4,608,184 | | 11,540,835 | 6,569,257 | 4,971,578 | |
| 期限の定めのないもの | | 9,418,661 | 212,434 | — | | 10,159,468 | 251,981 | — | |
| 残存期間別残高計 | | 142,483,311 | 9,027,398 | 7,051,690 | | 142,008,821 | 10,032,195 | 7,572,960 | |

- (注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

| 区分 | 令和3年度 | | | | | 令和4年度 | | | | |
|---------|----------|-----------|-------|--------|----------|----------|-----------|-------|--------|----------|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 2,756 | 8,868 | - | 2,756 | 8,868 | 8,868 | 9,542 | - | 8,868 | 9,542 |
| 個別貸倒引当金 | 22,678 | 14,928 | - | 22,678 | 14,929 | 14,929 | 11,900 | - | 14,929 | 11,900 |

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

| 区 分 | 令和3年度 | | | | | | | 令和4年度 | | | | | |
|------|--------------------|-----------|-------|--------|----------|-----------|----------|-----------|-------|--------|----------|-----------|---|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 貸出金 償却 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 貸出金 償却 | |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | | |
| 法人 | 農業 | 110 | - | - | 110 | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 林業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 水産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 製造業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 鉱業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 建設・不動産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 電気・ガス・ 熱供給・水道業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 運輸・通信業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 金融・保険業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 卸売・小売・ 飲食・サービス業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 上記以外 | 3,273 | 1,274 | - | 3,273 | 1,274 | - | 1,274 | 1,417 | - | 1,274 | 1,417 | - |
| 個人 | 18,795 | 13,655 | - | 18,795 | 13,655 | - | 13,655 | 10,483 | - | 13,655 | 10,483 | - | |
| 業種別計 | 22,178 | 14,929 | - | 22,178 | 14,929 | - | 14,929 | 11,900 | - | 14,929 | 11,900 | - | |

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

| | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|--|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 |
| 信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高 | リスク・ウェイト 0% | — | 5,163,117 | 5,163,117 | — | 5,945,343 | 5,945,343 |
| | リスク・ウェイト 2% | — | — | — | — | — | — |
| | リスク・ウェイト 4% | — | — | — | — | — | — |
| | リスク・ウェイト 10% | — | 4,352,961 | 4,352,961 | — | 4,586,969 | 4,586,969 |
| | リスク・ウェイト 20% | 1,004,819 | 117,709,256 | 118,714,075 | 1,004,567 | 115,731,581 | 116,736,148 |
| | リスク・ウェイト 35% | — | 317,884 | 317,884 | — | 699,977 | 699,977 |
| | リスク・ウェイト 50% | 3,411,307 | 15,044 | 3,426,351 | 3,876,797 | 6,779 | 3,883,576 |
| | リスク・ウェイト 75% | — | 506,948 | 506,948 | — | 321,042 | 321,042 |
| | リスク・ウェイト 100% | 100,297 | 4,291,401 | 4,391,698 | 100,297 | 4,122,228 | 4,222,524 |
| | リスク・ウェイト 150% | — | 6,919 | 6,919 | — | 15,272 | 15,272 |
| | リスク・ウェイト 250% | — | 5,603,357 | 5,603,357 | — | 5,597,969 | 5,597,969 |
| | その他 | — | — | — | — | — | — |
| | リスク・ウェイト 1250% | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 4,516,423 | 137,966,888 | 142,483,311 | 4,981,661 | 137,027,160 | 142,008,821 | |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減方法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

| 区 分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-----------------------|--------------|---------|--------------|---------|
| | 適格金融 資産担保 | 保 証 | 適格金融 資産担保 | 保 証 |
| 地方公共団体金融機構向け | — | — | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | — | 201,767 | — | 201,683 |
| 地方三公社向け | — | — | — | — |
| 金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け | — | — | — | — |
| 法人等向け | 9,000 | — | 9,000 | — |
| 中小企業等向け及び個人向け | 21,093 | — | 20,258 | 189,913 |
| 抵当権住宅ローン | — | — | — | 534,526 |
| 不動産取得等事業向け | — | — | — | — |
| 三月以上延滞等 | — | — | — | — |
| 証券化 | — | — | — | — |
| 中央清算機関関連 | — | — | — | — |
| 上記以外 | — | — | — | 642 |
| 合 計 | 30,093 | 201,767 | 29,258 | 926,765 |

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社株式については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総代会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | — | — | — | — |
| 非上場 | 5,932,904 | 5,932,904 | 5,932,204 | 5,932,204 |
| 合計 | 5,932,904 | 5,932,904 | 5,932,204 | 5,932,204 |

(注)「時価評価額」については、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

| 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| - | - | - | - | - | - |

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

| 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| - | - | - | - |

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

| 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| - | - | - | - |

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇ リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期毎にIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当する取引はありません。

◇ 金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

該当する取引はありません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、主に貸出金および有価証券の増加によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
該当ありません。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB 1：金利リスク | | | | | |
|---------------|-----------|----------------|-----|----------------|-----|
| 項番 | | $\Delta E V E$ | | $\Delta N I I$ | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 288 | 400 | － | － |
| 2 | 下方パラレルシフト | － | － | 19 | 3 |
| 3 | スティープ化 | 734 | 695 | － | － |
| 4 | フラット化 | － | － | － | － |
| 5 | 短期金利上昇 | － | － | － | － |
| 6 | 短期金利低下 | 100 | 2 | － | － |
| 7 | 最大値 | 734 | 695 | 19 | 3 |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 8,853 | | 8,755 | |

- (注) 1. 「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

5. 「スティーブ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日 時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

Ⅵ 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示（農林水産省告示第 843 号）に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は基本報酬のみで、令和 4 年度における対象役員に対する報酬の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座へ振り込みの方法による現金支給のみで支払っています。

（単位：千円）

| | 支払総額 | |
|------------------|-----------|-------|
| | 基本報酬（注 2） | 退職慰労金 |
| 対象役員（注 1）に対する報酬等 | 44,640 | — |

（注 1）対象役員は、経営管理委員 20 名、理事 4 名、監事 4 名です。（期中に退任した者を含む。）

（注 2）基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等は含まれておりません。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議委員会（総務企画委員と総代委員会の正副委員長の 7 人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

該当ありません。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和4年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり、過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませ

店舗のご案内

| 店舗名 | 所在地 | 電話番号 | ATM の設置 | AED |
|--------------------|----------------|--------------|------------|---|
| 本店 | 長浜市湖北町速水2721 | 0749-78-2400 | | |
| 浅井支店 | 長浜市内保町2818 | 0749-74-3101 | ● |  |
| 虎姫支店 | 長浜市五村182 | 0749-73-3333 | ● |  |
| びわ支店 | 長浜市川道町2618 | 0749-72-3261 | ● |  |
| 湖北支店 | 長浜市湖北町速水2721 | 0749-78-1237 | ● |  |
| 高月支店 | 長浜市高月町高月1340-1 | 0749-85-2266 | ● |  |
| 木之本支店 | 長浜市木之本町木之本1525 | 0749-82-3001 | ● |  |
| 余呉支店 | 長浜市余呉町下余呉887 | 0749-86-3025 | |  |
| 永原支店 | 長浜市西浅井町大浦60 | 0749-89-1131 | ● |  |
| フルトマート浅井店キャッシュコーナー | 長浜市三田町1322 | | ● | |
| 朝日キャッシュコーナー | 長浜市湖北町山本2855-3 | | ● | |
| ザ・ビッグ 高月店キャッシュコーナー | 長浜市高月町東物部45-1 | | ● | |

 はAED(自動体外式除細動器)設置店舗です。

ATMご利用時間

<支店ATM・朝日キャッシュコーナー>

平日 午前 8:45 ~ 午後 7:00

土・日・祝祭日 午前 9:00 ~ 午後 5:00

<フルトマート浅井店・ザ・ビッグ 高月店キャッシュコーナー>

平日 午前 9:00 ~ 午後 9:00

土・日・祝祭日 午前 9:00 ~ 午後 9:00

| | | | |
|---------------|--------------|----------------|--------------|
| ■ 営農経済センター | 0749-78-0012 | ■ 東浅井ガスセンター | 0749-74-3103 |
| ■ 浅井支店 営農経済係 | 0749-74-0002 | ■ 伊香ガスセンター | 0749-82-2385 |
| ■ びわ支店 営農経済係 | 0749-72-4482 | ■ 農産物直売所 ゆめまる館 | 0749-85-6033 |
| ■ 高月支店 営農経済係 | 0749-85-3600 | ■ 浅井北理容所 | 0749-74-0039 |
| ■ 木之本支店 営農経済係 | 0749-82-3004 | | |



北びわこ農業協同組合

〒529-0341 滋賀県長浜市湖北町速水 2721 番地
Tel. 0749-78-2400(代) Fax. 0749-78-2420
URL <https://www.jakitabiwako.jp>
E-mail soumu@kitabiwako.jas.or.jp

DISCLOSURE